

3. 平成 27 年 4 月・8 月施行関係の政省令案について

1. 政省令のスケジュール

- 平成 27 年 4 月・8 月施行関係の政省令については、今年度末に公布することを予定している。

2. 政令案の内容

- 主な改正事項は次のとおりである。(条項は改正後のもの) なお、今後、変更の可能性があるので留意願いたい。

【介護保険法施行令の一部改正】 P129

- ・ 利用者負担が 2 割となる一定以上所得の基準(第 22 条の 2(第 29 条の 2) 第 1 項・第 2 項)。
- ・ 高額介護(予防)サービス費の負担限度額を 44,400 円とする課税所得の基準(第 22 条の 2 の 2(第 29 条の 2 の 2) 第 5 項)と、それを超えても 37,200 円とする収入の基準(第 22 条の 2 の 2(第 29 条の 2 の 2) 第 6 項)。
- ・ 高額介護(予防)サービス費の所得判定サイクルを「8 月—7 月」に見直し(第 22 条の 2 の 2(第 29 条の 2 の 2) 第 7 項・第 9 項)。
- ・ 給付における指定事業者の指定の取消し要件としている医療保険又は福祉の法律の規定について、介護予防・日常生活支援総合事業の指定の取消しも対象として追加(第 35 条の 5)
- ・ 地域支援事業に係る新たな上限額についての算定方法(第 37 条の 13)
- ・ 地域支援事業に係る住所地特例適用被保険者に係る市町村間の負担金の算定方法(第 37 条の 16)
- ・ 低所得者の保険料軽減強化に関する基準(新第 1 段階について、基準額の 5 %を超えない範囲内で市町村が定める割合を軽減)(第 38 条第 10 項・第 39 条第 5 項)。

【介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正】 P150

- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業に係る普通調整交付金に相当する交付金の規定(第 1 条の 3)
- ・ 保険料軽減強化に充てるために市町村が繰り入れる額の算定方法(第 3 条の 2)。

3. 省令案の内容

- 主な改正事項は次のとおりである。(条項は改正後のもの) なお、今後、変更の可能性があるので留意願いたい。

【介護保険法施行規則の一部改正】 P154

- ・ 負担割合証の交付・返還・再交付等手続、サービス事業所への提示(第 28 条の 2)。

- ・ 要介護認定期間の見直し（第38条、第52条、第55条）。
- ・ 高額介護（予防）サービス費の負担限度額を37,200円とする収入基準の具体的定義（第83条の2の2（第97条の2））と、被保険者による収入申請手続（第83条の2の3（第97条の2の2））。
- ・ 補足給付の資産等勘案（配偶者所得の勘案、預貯金等の勘案）（第83条の5（第97条の3））と、被保険者による金融機関調査に係る同意書の提出手続（第83条の6）。
- ・ 包括的支援事業の一つに位置づけられた在宅医療・介護連携推進事業について、地域における在宅医療及び介護に関する情報の把握及びその活用、在宅医療・介護連携に関する医療・介護関係者からの相談への対応や医療・介護関係者への研修等を行うことを具体的な事業内容として定める。（第140条の62の8）
- ・ 地域支援事業の規定の新設及び改正（第140条の63から第140条の72の2まで）を行っているところ、主なものは以下のとおり。
 - ・ 第1号事業を実施する際の基準（従業員の清潔保持、秘密保持、事故発生時の対応、事業の廃止・休止時の届出と便宜の提供）
 - ・ 第1号事業対象者として、居宅要支援被保険者及び基本チェックリスト該当者
 - ・ 第1号訪問事業及び第1号通所事業を利用できる期間は、介護予防ケアマネジメントにおいて定められた期間
 - ・ 第1号通所事業を実施する施設は、実施するために必要な広さを有する施設
 - ・ 第1号生活支援事業は、配食、見守り及び一体的に行われることで自立した日常生活の支援等に資するもの
 - ・ 第1号事業支給費に関する額は、現行の予防給付相当の第1号事業については、現行の介護予防訪問介護、介護予防通所介護及び介護予防支援の予防給付の報酬の額の範囲内で、現行の自己負担割合の範囲内（特に必要がある場合を除く。）の割合を乗じた額とし、その他の第1号事業については、当該報酬の範囲内で市町村が定める額に市町村が定める自己負担割合を乗じた額とする。
 - ・ 第1号事業の指定事業者に係る指定の申請等については、予防給付の指定の申請等に準じた規定をおく。
 - ・ 第1号事業の指定事業者に係る指定基準は、現行の予防給付における基準に相当する基準又はサービス内容を勘案して市町村が定める基準のいずれかから市町村が定める。
 - ・ 指定事業者の指定の有効期間は、予防給付の指定の有効期間を勘案し、市町村が定める。ただし、介護保険法改正に伴うみなし指定の有効期間は3年間又は6年を超えない範囲で市町村が定める期間とする。
 - ・ 地域支援事業の上限額の具体的な算定式
 - ・ 地域支援事業に係る住所地特例適用被保険者に係る市町村間の負担金の具体的な算定方法
 - ・ 任意事業について、当該事業の効率的・効果的な実施のための規定を整備
 - ・ 地域包括支援センターが実施する事業について、包括的支援事業の他、要支援者

に対する総合事業のケアマネジメント及び地域リハビリテーション推進事業を追加

- ・ 地域包括支援センターの情報公表について、概ね 1 年以内ごとに市町村が適当と認めるとき（情報に変更がない場合を除く。）に公表する規定
- ・ 包括的支援事業のうち、一括して委託するものとされている 4 業務について委託する際に示す方針として、市町村の地域包括ケアシステムの構築方針、重点的に行うべき業務の方針等を省令に規定
- ・ 地域ケア会議に係る支援対象被保険者は、要介護被保険者、居宅要支援被保険者等及び市町村が支援が必要と認める被保険者

【老人福祉法施行規則の一部改正】 P186

- ・ 老人福祉法における老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業及び老人デイサービスセンターの対象となる第 1 号訪問事業及び第 1 号通所事業は、現行の予防給付相当の事業とする。

【介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部改正】 P188

- ・ 低所得者の保険料軽減強化に充てる繰入金の具体的算定方法（第 1 条）。

【養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正】 P189

- ・ 養護老人ホームが特定施設入居者生活介護等の指定を受ける際に、外部サービス利用型だけではなく、一般型とすることが可能となったことに伴い、特定施設入居者生活介護等を行う養護老人ホームの職員配置等の規定について一般型を含めた形に見直すこととする。

【介護保険法第 122 条の 2 第 2 項に規定する交付金の交付額の算定に関する省令（新規）】 P192

介護予防・日常生活支援総合事業の普通調整交付金に相当する交付金の算定方法について、介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令と同様の計算方法を規定する。具体的には、以下の通り。

- ・ 算定手法は、普通調整交付金と同様
- ・ 調整基準標準給付費額に当たるものとしては、以下の通り。（調整交付金と同様）
 - ① 国保連に委託できる性質のもの：12 月 11 日から 12 月 10 日までの請求に係るもので、12 月末日に審査決定しているもの。
 - ② その他：1 月 1 日から 12 月 31 日までに要した費用の額
- ・ 経過措置として、平成 27 年度の①における 12 月 11 日から 3 月 31 日まで及び②における 1 月 1 日から 3 月 31 日まで、並びに総合事業の実施を猶予した場合に係る一般介護予防事業の額は、介護予防事業のうち一般介護予防事業に相当する額を用いて計算する。（総合事業の実施を猶予した場合は、その年度の総合事業の実施期

間に応じた額とする。)

平成 27 年度から平成 29 年度までは給付の調整交付金と一体で算定されるため、調整率についての算定の特例を置く。

【政令案】

※ 今後の条文審査等の過程で変更があり得るものである。

○ 介護保険法施行令（平成十年政令第四百二十二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改
正
案

現
行

（居宅介護サービス費等の額に係る所得の額の算定方法等）
第二十二条の二 法第四十九条の二に規定する所得の額は、居宅サ
ービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービ
ス（これに相当するサービスを含む。）、施設サービス又は住宅

改修（以下「介護給付対象サービス」という。）のあつた日の属
する年の前年（当該介護給付対象サービスのあつた日の属する月
が一月から七月までの場合にあつては、前々年。第三項において
同じ。）の合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二
十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額
をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）
とする。

法第四十九条の二の政令で定める額は、百六十万円とする。
前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 介護給付対象サービスを受けた第一号被保険者（法第九条第
一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）及びその
属する世帯の他の世帯員である全ての第一号被保険者について
、当該介護給付対象サービスのあつた日の属する年の前年中の
公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号
）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額を
いう。以下同じ。）及び当該介護給付対象サービスのあつた日

（新設）

3 2			
		（新設）	（傍線の部分は改正部分）

の属する年の前年の合計所得金額から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。第二十九条の二第三項第一号において同じ。）の合計額が三百四十六万円（当該世帯に他の世帯員である第一号被保険者がいない場合にあっては、二百八十万円）に満たない場合

二 介護給付対象サービスを受けた第一号被保険者が当該介護給付対象サービスのあつた日の属する年度（当該介護給付対象サービスのあつた日の属する月が四月から七月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。次条第五項第一号、第二十二条の三第六項第三号ニ並びに第七項第一号ニ及び第二号ニ並びに第二十九条の二の二第五項第一号を除き、以下同じ。）を課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者である場合

三 介護給付対象サービスを受けた第一号被保険者が生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）である場合

（高額介護サービス費）

第二十二条の二の二 法第五十一条第一項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、要介護被保険者が受けた居宅サービス等（居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス又は施設サービスをいう。以下同じ。）に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費の合計額（

（高額介護サービス費）

第二十二条の二 法第五十一条第一項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、要介護被保険者が受けた居宅サービス等（居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス又は施設サービスをいう。以下同じ。）に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費の合計額（

額（以下「介護サービス費合計額」という。）に九十分の百（法第四十九条の二の規定が適用される場合にあつては八十分の百、法第五十条第一項の規定が適用される場合にあつては百分の百を同項に規定する百分の九十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（次項第一号において「第一市町村特例割合」という。）で除して得た割合、同条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百を同項に規定する百分の八十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（次項第一号において「第一市町村特例割合」という。）で除して得た割合）を乗じて得た額とする。

2 高額介護サービス費は、同一の世帯に属する要介護被保険者等（法第六十二条に規定する要介護被保険者等をいう。以下同じ。）が同一の月に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等（介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスをいう。以下同じ。）に係る次の各号に掲げる額を合算した額（以下「利用者負担世帯合算額」という。）が三万七千二百円を超える場合に、当該月に居宅サービス等を受けた要介護被保険者（被保護者を除く。以下この項、次項、第五項から第七項までにおいて同じ。）に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から三万七千二百円を控除して得た額に要介護被保険者が当該月に受けた居宅サービス等に係る第一号及び第二号に掲げる額の合算額（以下「要介護被保険者利用者負担合算額」という。）を利用者負担世帯合算額で除して得た率を乗じて得た額とする。

一 要介護被保険者が受けた居宅サービス等（次号に規定する特定給付対象居宅サービス等を除く。）に係る介護サービス費合

以下「介護サービス費合計額」という。）に九十分の百（法第五十条の規定が適用される場合にあつては、百分の百を同条に規定する百分の九十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（次項第一号において「市町村特例割合」という。）で除して得た割合）を乗じて得た額とする。

2 高額介護サービス費は、同一の世帯に属する要介護被保険者等（法第六十二条に規定する要介護被保険者等をいう。以下同じ。）が同一の月に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等（介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスをいう。以下同じ。）に係る次の各号に掲げる額を合算した額（以下「利用者負担世帯合算額」という。）が三万七千二百円を超える場合に、当該月に居宅サービス等を受けた要介護被保険者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）を除く。以下この項、次項及び第五項において同じ。）に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から三万七千二百円を控除して得た額に要介護被保険者（被保護者）（以下「要介護被保険者利用者負担合算額」という。）が当該月に受けた居宅サービス等に係る第一号及び第二号に掲げる額の合算額（以下「要介護被保険者利用者負担合算額」という。）を利用者負担世帯合算額で除して得た率を乗じて得た額とする。

一 要介護被保険者が受けた居宅サービス等（次号に規定する特定給付対象居宅サービス等を除く。）に係る介護サービス費合

計額に九十分の十（法第四十九条の二の規定が適用される場合にあつては八十分の二十、法第五十条第一項の規定が適用される場合にあつては百分の百から第一市町村特例割合を控除して得た割合を第一市町村特例割合で除して得た割合、同条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百から第二市町村特例割合を控除して得た割合を第二市町村特例割合で除して得た割合。次項、第四項及び第八項において同じ。）を乗じて得た額

三二（略）

三 居宅要支援被保険者（法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）（被保護者を除く。次号並びに第二十九条の二の二第二項、第三項及び第五項から第七項までにおいて同じ。）が受けた介護予防サービス等（次号に規定する特定給付対象介護予防サービス等を除く。）に係る介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の合計額（以下「介護予防サービス費合計額」という。）に九十分の十（法第五十九条の二の規定が適用される場合にあつては八十分の二十、法第六十条第一項の規定が適用される場合にあつては百分の百から同項に規定する百分の九十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（以下この号及び第二十九条の二の二第一項において「第一市町村特例割合」という。）を控除して得た割合を第一市町村特例割合で除して得た割合、法第六十条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百から同項に規定する百分の八十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（以下この号及び第二十九条の二の二第一項において「第二市町村特例割合」という。）を控除して得た割合を第二市町村特例割合で除して得た割合。第二十九

計額に九十分の十（法第五十条の規定が適用される場合にあつては、百分の百から市町村特例割合を控除して得た割合を市町村特例割合で除して得た割合。次項、第四項及び第八項において同じ。）を乗じて得た額

三二（略）

三 居宅要支援被保険者（法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）（被保護者を除く。次号並びに第二十九条の二第二項、第三項及び第五項において同じ。）が受けた介護予防サービス等（次号に規定する特定給付対象介護予防サービス等を除く。）に係る介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の合計額（以下「介護予防サービス費合計額」という。）に九十分の十（法第六十条の規定が適用される場合にあつては、百分の百から同項に規定する百分の九十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合（以下この号及び第二十九条の二第一項において「市町村特例割合」という。）を控除して得た割合を市町村特例割合で除して得た割合。第二十九条の二において同じ。）を乗じて得た額

条の二の二第三項、第四項及び第十項において同じ。）を乗じて得た額

四 居宅要支援被保険者が原爆一般疾病医療費の支給その他第二号に規定する厚生労働省令で定める給付が行われるべき介護予防サービス等（以下この号及び第二十九条の二の二第三項において「特定給付対象介護予防サービス等」という。）を受けた場合に、当該特定給付対象介護予防サービス等（介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費又は地域密着型介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介護予防サービス費の支給の対象となる部分に限る。）について当該居宅要支援被保険者がなお負担すべき額

5 | 3 · 4 (略)

第一項の場合において、要介護被保険者の属する世帯に属する第一号被保険者のいざれかの居宅サービス等のあつた月の属する年の前年（居宅サービス等のあつた月が一月から七月までの場合にあつては、前々年。以下この項及び次項において同じ。）の所得について、第一号に掲げる額（当該居宅サービス等のあつた月の属する年の前年の十二月三十一日現在において世帯主であつて、同日現在において当該世帯主と同一の世帯に属する十九歳未満の者で同年の合計所得金額が三十八万円以下であるもの（第二号において「控除対象者」という。）を有する者にあつては、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額）が百四十五万円以上あるときは、第二項中「三万七千二百円」とあるのは、「四万四千四百円」とする。

一 当該所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。次条第六項第三号ニ並びに第七項第一号ニ及び第二号ニ並びに第二十九条の二の二第五項第一号において同じ。）に係

四 居宅要支援被保険者が原爆一般疾病医療費の支給その他第二号に規定する厚生労働省令で定める給付が行われるべき介護予防サービス等（以下この号及び第二十九条の二第三項において「特定給付対象介護予防サービス等」という。）を受けた場合に、当該特定給付対象介護予防サービス等（介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費又は地域密着型介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介護予防サービス費の支給の対象となる部分に限る。）について当該居宅要支援被保険者がなお負担すべき額

3 · 4 (略)
(新設)

る同法第三百四十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項若しくは第十五項又は第三十五条の三第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。次条第六項第三号ニ並びに第七項第一号ニ及び第二号ニ並びに第二十九

条の二の二第五項第一号において同じ。)の合計額から地方税法第三百四十四条の二第一項各号及び第二項の規定による控除をした後の金額

二

当該居宅サービス等があつた月の属する年の前年の十二月三十一日現在において十六歳未満の控除対象者の数に三十三万円を乗じて得た額及び同日現在において十六歳以上十九歳未満の控除対象者の数に十二万円を乗じて得た額の合計額

前項の規定は、要介護被保険者の属する世帯に属する全ての第一号被保険者について、厚生労働省令で定めるところにより算定した居宅サービス等のあつた月の属する年の前年の収入の合計額が五百二十万円(当該世帯に属する第一号被保険者が一人である場合にあつては、三百八十三万円)に満たない場合には、適用しない。

7 第二項の場合において、要介護被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項中「三万七千二百円」とあるのは、「二万四千六百円」とする。

一 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が居宅サービス等のあつた月の属する年度(居宅サービス等のあつた月が四月から七月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である者(第九項において「市町村民税世帯非課税者」という。)

二 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が居宅サービス等

6

二 当該居宅サービス等があつた月の属する年の前年の十二月三十一日現在において十六歳未満の控除対象者の数に三十三万円を乗じて得た額及び同日現在において十六歳以上十九歳未満の控除対象者の数に十二万円を乗じて得た額の合計額

前項の規定は、要介護被保険者の属する世帯に属する全ての第一号被保険者について、厚生労働省令で定めるところにより算定した居宅サービス等のあつた月の属する年の前年の収入の合計額が五百二十万円(当該世帯に属する第一号被保険者が一人である場合にあつては、三百八十三万円)に満たない場合には、適用しない。

5

第二項の場合において、要介護被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項中「三万七千二百円」とあるのは、「二万四千六百円」とする。

一 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が居宅サービス等のあつた月の属する年度(居宅サービス等のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。第二十二条の三第六項第三号ニ、同条第七項第一号ニ及び同項第二号ニを除き、以下同じ。)が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である者(第七項において「市町村民税世帯非課税者」という。)

二 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が居宅サービス等

(新設)

があつた月において要保護者（生活保護法第六条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）である者であつて、第二項及び第二十九条の二の二第二項中「三万七千二百円」とあるのを「二万四千六百円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護（生活保護法第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの

8 | 第二項の場合において、要介護被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が居宅サービス等があつた月において要保護者である者であつて、同項及び第二十九条の二の二第二項中「三万七千二百円」とあるのを「一万五千円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（前項第二号に掲げる者を除く。）であるときは、第二項中「三万七千二百円」とあるのは、「一万五千円」とする。

9 | 要介護被保険者（被保護者及び前項に規定する要保護者を除く。）が、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、居宅サービス等のあつた月の属する年の前年（居宅サービス等のあつた月が一月から七月までの場合にあつては、前々年）中の公的年金等の収入金額及び当該居宅サービス等のあつた月の属する年の前年（当該居宅サービス等のあつた月が一月から七月までの場合にあつては、前々年）の合計所得金額が八十万円以下である場合又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和六十一年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。以下「老齢福祉年金」という。）の受給権を有している場合であつて、当該要介護被保険者が同一の月に受けた居宅サービス等に係る要介護被保険者

等があつた月において要保護者（生活保護法第六条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）である者であつて、第二項及び第二十九条の二の二第二項中「三万七千二百円」とあるのを「二万四千六百円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護（生活保護法第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの

6 | 第二項の場合において、要介護被保険者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が居宅サービス等があつた月において要保護者である者であつて、同項及び第二十九条の二第二項中「三万七千二百円」とあるのを「一万五千円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（前項第二号に掲げる者を除く。）であるときは、第二項中「三万七千二百円」とあるのは、「一万五千円」とする。

7 | 要介護被保険者（被保護者及び前項に規定する要保護者を除く。）が、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、居宅サービス等のあつた月の属する年の前年（居宅サービス等のあつた月が一月から六月までの場合にあつては、前々年）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）及び当該居宅サービス等のあつた月の属する年の前年（当該居宅サービス等のあつた月が一月から六月までの場合にあつては、前々年）の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）の合計額が八十万円以下である場合又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和六十一年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。以下「老齢福祉年金」という。）の受給権を有している場合であつて、当該要介護被保険者が同一の月に受けた居宅サービス等に係る要介護被保険者

利用者負担合算額から一万五千円を控除して得た額が、第七項の規定により読み替えて適用する第二項の規定により当該要介護被保険者に対して支給されるべき高額介護サービス費の額を超えるときは、当該要介護被保険者に対して支給される高額介護サービス費の額は、第七項の規定により読み替えて適用する第二項の規定にかかるわらず、当該要介護被保険者利用者負担合算額から一万五千円を控除して得た額とする。

10 | 要介護被保険者が法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者、法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者又は介護保険施設（以下この項において「指定居宅サービス事業者等」という。）について原爆一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める給付（第二十九条の二の二第十項において「特定公費負担給付」という。）が行われるべき居宅サービス等を受けた場合又は被保護者である要介護被保険者が指定居宅サービス事業者等について居宅サービス等を受けた場合において、当該居宅サービス等に係る介護サービス費合計額に九十分の十を乗じて得た額の支払が行われなかつたときは、市町村は、当該居宅サービス等に要した費用のうち第三項又は第四項の規定による高額介護サービス費として要介護被保険者に支給すべき額に相当する額を当該指定居宅サービス事業者等に支払うものとする。

11 |
13 | (略)

(介護予防サービス費等の額に係る所得の額の算定方法等)

三十四年法律第百四十一号に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。以下「老齢福祉年金」という。）の受給権を有している場合であつて、当該要介護被保険者が同一の月に受けた居宅サービス等に係る要介護被保険者利用者負担合算額から一万五千円を控除して得た額が、第五項の規定により読み替えて適用する第二項の規定により当該要介護被保険者に対して支給されるべき高額介護サービス費の額を超えるときは、当該要介護被保険者に支給される高額介護サービス費の額は、第五項の規定にかかるわらず、当該要介護被保険者利用者負担合算額から一万五千円を控除して得た額とする。

8 | 要介護被保険者が法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者、法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者又は介護保険施設（以下この項において「指定居宅サービス事業者等」という。）について原爆一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める給付（第二十九条の二の二第八項において「特定公費負担給付」という。）が行われるべき居宅サービス等を受けた場合又は被保護者である要介護被保険者が指定居宅サービス事業者等について居宅サービス等を受けた場合において、当該居宅サービス等に係る介護サービス費合計額に九十分の十を乗じて得た額の支払が行われなかつたときは、市町村は、当該居宅サービス等に要した費用のうち第三項又は第四項の規定による高額介護サービス費として要介護被保険者に支給すべき額に相当する額を当該指定居宅サービス事業者等に支払うものとする。

9 |
11 | (略)

第二十九条の二 法第五十九条の二に規定する所得の額は、介護予

防サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）又は住宅改修（以下「予防給付対象サービス」という。）のあつた日の属する年の前年（当該予防給付対象サービスのあつた日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年。第三項において同じ。）の合計所得金額とする。

3 2 法第五十九条の二の政令で定める額は、百六十万円とする。

前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 予防給付対象サービスを受けた第一号被保険者及びその属する世帯の他の世帯員である全ての第一号被保険者について、当該予防給付対象サービスのあつた日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該予防給付対象サービスのあつた日が属する年の前年の合計所得金額から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が三百四十六万円（当該世帯に他の世帯員である第一号被保険者がいない場合にあつては、二百八十万円）に満たない場合

二 予防給付対象サービスを受けた第一号被保険者が当該予防給付対象サービスのあつた日の属する年度（当該予防給付対象サービスのあつた日の属する月が四月から七月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者である場合

三 予防給付対象サービスを受けた第一号被保険者が被保護者である場合

（高額介護予防サービス費）

第二十九条の二の二 法第六十一条第一項に規定する政令で定める

（新設）

（高額介護予防サービス費）

第二十九条の二 法第六十一条第一項に規定する政令で定めるところ

ところにより算定した額は、居宅要支援被保険者が受けた介護予防サービス等に係る介護予防サービス費合計額に九十分の百（法第五十九条の二の規定が適用される場合にあつては八十分の百、法第六十条第一項の規定が適用される場合にあつては百分の百を第一市町村特例割合で除して得た割合、同条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百を第二市町村特例割合で除して得た割合）を乗じて得た額とする。

2 高額介護予防サービス費は、同一の世帯に属する要介護被保険者等が同一の月に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等に係る利用者負担世帯合算額が三万七千二百円を超える場合に、当該月に介護予防サービス等を受けた居宅要支援被保険者に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から三万七千二百円を控除して得た額に要支援被保険者按分率（居宅要支援被保險者が当該月に受けた介護予防サービス等に係る第二十二条の二第二項第三号及び第四号に掲げる額の合算額（以下「居宅要支援被保険者利用者負担合算額」という。）を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。

3 • 4 (略)

5 第二項の場合において、居宅要支援被保険者の属する世帯に属する第一号被保険者のいづれかの介護予防サービス等のあつた月の属する年の前年（介護予防サービス等のあつた月が一月から七月までの場合にあつては、前々年。以下この項及び次項において同じ。）の所得について、第一号に掲げる額（当該介護予防サービス等のあつた月の属する年の前年の十二月三十一日現在において世帯主であつて、同日現在において当該世帯主と同一の世帯に属する十九歳未満の者で同年の合計所得金額が三十八万円以下であるもの（第二号において「控除対象者」という。）を有する者にあつては、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して

ろにより算定した額は、居宅要支援被保険者が受けた介護予防サービス等に係る介護予防サービス費合計額に九十分の百（法第六十条の規定が適用される場合にあつては、百分の百を市町村特例割合で除して得た割合）を乗じて得た額とする。

2 高額介護予防サービス費は、同一の世帯に属する要介護被保険者等が同一の月に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等に係る利用者負担世帯合算額が三万七千二百円を超える場合に、当該月に介護予防サービス等を受けた居宅要支援被保険者に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から三万七千二百円を控除して得た額に要支援被保険者按分率（居宅要支援被保險者が当該月に受けた介護予防サービス等に係る第二十二条の二第二項第三号及び第四号に掲げる額の合算額（以下「居宅要支援被保険者利用者負担合算額」という。）を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。

3 • 4 (略)
(新設)

得た額)が百四十五万円以上であるときは、同項中「三万七千二百円」とあるのは、「四万四千四百円」とする。

一 当該所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から同項各号及び同条第二項の規定による控除をした後の金額

二 当該介護予防サービス等があつた月の属する年の前年の十二月三十日現在において十六歳未満の控除対象者の数に三十三万円を乗じて得た額及び同日現在において十六歳以上十九歳未満の控除対象者の数に十二万円を乗じて得た額の合計額

前項の規定は、居宅要支援被保険者の属する世帯に属する全ての第一号被保険者について、厚生労働省令で定めるところにより算定した介護予防サービス等のあつた月の属する年の前年の収入の合計額が五百二十万円(当該世帯に属する第一号被保険者が一人である場合にあつては、三百八十三万円)に満たない場合には適用しない。

7 第二項の場合において、居宅要支援被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項中「三万七千二百円」とあるのは、「二万四千六百円」とする。

一 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が介護予防サービス等のあつた月の属する年度(介護予防サービス等のあつた月が四月から七月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である者(第九項において「市町村民税世帯非課税者」という。)

(新設)

5

第二項の場合において、居宅要支援被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項中「三万七千二百円」とあるのは、「二万四千六百円」とする。

一 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が介護予防サービス等のあつた月の属する年度(介護予防サービス等のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である者(第七項において「市町村民税世帯非課税者」という。)

二 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が介護予防サービス等があつた月において要保護者である者であつて、第二十二条の二の二第二項及び第二項中「三万七千二百円」とあるのを「二万四千六百円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの

8 第二項の場合において、居宅要支援被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が介護予防サービス等があつた月において要保護者である者であつて、第二十二条の二の二第二項及び第二項中「三万七千二百円」とあるのを「一万五千円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（前項第二号に掲げる者を除く。）であるときは、第二項中「三万七千二百円」とあるのは、「一万五千円」とする。

9 居宅要支援被保険者（被保護者及び前項に規定する要保護者を除く。）が、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、介護予防サービス等のあつた月の属する年の前年（介護予防サービス等のあつた月が一月から七月までの場合にあつては、前々年）中の公的年金等の収入金額及び当該介護予防サービス等のあつた月の属する年の前年（当該介護予防サービス等のあつた月が一月から七月までの場合にあつては、前々年）の合計所得金額の合計額が八十万円以下である場合又は老齢福祉年金の受給権を有している場合であつて、当該居宅要支援被保険者が同一の月に受けた介護予防サービス等に係る居宅要支援被保険者利用者負担合算額から一万五千円を控除して得た額が、第七項の規定により読み替えて適用する第二項の規定により当該居宅要支援被保険者に対して支給されるべき高額介護予防サービス費の額を超えるときは、当該居宅要支援被保険者に対して支給される高額介護予防サービス費の額は、第七項の規定により読み替えて適用する第二項の規定にかかわらず、当該居宅要支援被保険者利用者負担合算額から一万五千

二 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が介護予防サービス等があつた月において要保護者である者であつて、第二十二条の二第二項及び第二項中「三万七千二百円」とあるのを「二万四千六百円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの

6 第二項の場合において、居宅要支援被保険者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が介護予防サービス等があつた月において要保護者である者であつて、第二十二条の二第二項及び第二項中「三万七千二百円」とあるのを「一万五千円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（前項第二号に掲げる者を除く。）であるときは、第二項中「三万七千二百円」とあるのは、「一万五千円」とする。

7 居宅要支援被保険者（被保護者及び前項に規定する要保護者を除く。）が、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、介護予防サービス等のあつた月の属する年の前年（介護予防サービス等のあつた月が一月から六月までの場合にあつては、前々年）中の公的年金等の収入金額及び当該介護予防サービス等のあつた月の属する年の前年（当該介護予防サービス等のあつた月が一月から六月までの場合にあつては、前々年）の合計所得金額の合計額が八十万円以下である場合又は老齢福祉年金の受給権を有している場合であつて、当該居宅要支援被保険者が同一の月に受けた介護予防サービス等に係る居宅要支援被保険者利用者負担合算額から一万五千円を控除して得た額が、第五項の規定により読み替えて適用する第二項の規定により当該居宅要支援被保険者に対して支給されるべき高額介護予防サービス費の額を超えるときは、当該居宅要支援被保険者に対して支給される高額介護予防サービス費の額は、第五項の規定により読み替えて適用する第二項の規定にかかるらず、当該居宅要支援被保険者利用者負担合算額から一万五千

円を控除して得た額とする。

10
13 (略)

（指定の取消し等に係る法律）
第三十五条の五 法第七十七条第一項第十号、第七十八条の十第十
二号、第八十四条第一項第十号、第九十二条第一項第十号、第一百
四条第一項第九号、第一百十五条の九第一項第九号、第一百十五条的
十九第十一号、第一百十五条の二十九第九号及び第一百十五条的四十
五の九第六号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一〇二十七 (略)

（地域支援事業の額）

第三十七条の十三 法第一百十五条の四十五第四項の政令で定める額
(同条第一項に規定する地域支援事業(以下「地域支援事業」と
いう。)のうち同項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業
(以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。)に係る部
分に限る。)は、各年度において、各市町村につき、次の各号に
掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる市町村以外の市町村 次に掲げる額のうちいづ
れか高い額

イ 当該市町村における平成二十六年度の特定予防給付(地域
における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係
法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号。
以下「医療介護総合確保推進法」という。)第五条の規定に
よる改正前の法(以下「平成二十六年改正前法」という。)
第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護 同条第七項
に規定する介護予防通所介護及び同条第十八項に規定する介
護予防支援に係る予防給付をいう。次号イ(1)において同じ。)

円を控除して得た額とする。

8
11 (略)

（指定の取消し等に係る法律）
第三十五条の五 法第七十七条第一項第十号、第七十八条の十第十
二号、第八十四条第一項第十号、第九十二条第一項第十号、第一百
四条第一項第九号、第一百十五条の九第一項第九号、第一百十五条的
十九第十一号及び第一百十五条の二十九第九号の政令で定める法律
は、次のとおりとする。

一〇二十七 (略)

（地域支援事業の額）

第三十七条の十三 法第一百十五条の四十五第四項に規定する政令で
定める額は、各市町村につき、市町村介護保険事業計画(法第一百
七十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。)に定
める介護給付等対象サービス(法第二十四条第二項に規定する介
護給付等対象サービスをいう。)の見込量等に基づいて算定した
各年度の介護給付等(法第二十条に規定する介護給付等をいう。
次項において同じ。)に要する費用の予想額(以下この条におい
て「給付見込額」という。)に百分の三(法第一百十五条の四十五
に規定する地域支援事業(以下「地域支援事業」という。)のう
ち介護予防等事業(法第一百二十二条の二第一項に規定する介護予
防等事業をいう。以下この項及び第三項において同じ。)及び地
域支援事業(介護予防等事業を除く。)については、それぞれ百
分の二)を乗じて得た額とする。

イ 当該市町村における平成二十六年度の特定予防給付(地域
における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係
法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号。
以下「医療介護総合確保推進法」という。)第五条の規定に
よる改正前の法(以下「平成二十六年改正前法」という。)
第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護 同条第七項
に規定する介護予防通所介護及び同条第十八項に規定する介
護予防支援に係る予防給付をいう。次号イ(1)において同じ。)

）及び介護予防等事業（平成二十六年改正前法第百二十二条の二第一項に規定する介護予防等事業をいう。以下同じ。）に要した費用の合算額並びに当該市町村における平成二十七年度から当該年度までの各年度の七十五歳以上の被保険者の数の伸び率として厚生労働省令で定めるところにより算定する伸び率（以下「七十五歳以上の被保険者の数の伸び率」という。）に基づき厚生労働省令で定めるところにより算定した額

口 当該市町村における平成二十六年度の予防給付及び介護予防等事業に要した費用の合算額、当該市町村における平成二十七年度から当該年度までの各年度の七十五歳以上の被保険者の数の伸び率並びに当該年度における予防給付に要する費用の額に基づき厚生労働省令で定めるところにより算定した額

二 平成二十七年度から平成二十九年度までのいずれかの年度における介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額が当該年度における前号に掲げる額を超える市町村 次に掲げる年度に応じ、それぞれ次に掲げる額

イ 平成二十七年度から平成二十九年度まで 次に掲げる額のうちいざれか高い額

(1) 当該市町村における平成二十六年度の特定予防給付及び介護予防等事業に要した費用の合算額、当該市町村における平成二十七年度の七十五歳以上の被保険者の伸び率を特別に考慮した値として厚生労働省令で定める値（以下「特別に考慮した平成二十七年度の七十五歳以上の被保険者の伸び率」という。）並びに当該市町村における平成二十八年度から当該年度までの各年度の七十五歳以上の被保険者の数の伸び率（当該年度が平成二十七年度である場合を

除く。(2)において同じ。)に基づき厚生労働省令で定めるところにより算定した額

(2) 当該市町村における平成二十六年度の予防給付及び介護予防等事業に要した費用の合算額、特別に考慮した平成二十七年度の七十五歳以上の被保険者の伸び率、当該市町村における平成二十八年度から当該年度までの各年度の七十五歳以上の被保険者の数の伸び率並びに当該年度における予防給付に要する費用の額に基づき厚生労働省令で定めるところにより算定した額

口 平成三十年度以降 次に掲げる額のうちいずれか高い額

(1) 当該市町村における平成二十九年度のイ(1)に掲げる額及び当該市町村における平成三十年度から当該年度までの各年度の七十五歳以上の被保険者の伸び率に基づき厚生労働省令で定めるところにより算定した額

(2) 当該市町村における平成二十九年度のイ(2)に掲げる額、平成二十九年度の予防給付に要した費用の額、平成三十年度から当該年度までの当該市町村における各年度の七十五歳以上の被保険者の伸び率及び当該年度における予防給付に要する費用の額に基づき厚生労働省令で定めるところにより算定した額

2

法第百十五条の四十五第四項の政令で定める額（地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業に係る部分を除く。）は、各年度において、各市町村につき、次の各号に掲げる市町村にあつては、当該各号に掲げる額とする。

一 次号に掲げる市町村以外の市町村 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第二号）第二条による改正前の

2

給付見込額は、法第百十五条の四十五第二項各号に掲げる事業の全てを一括して行う市町村について前項の規定を適用する場合においては当該事業を行わないこととしたならば介護給付等に要することとなる費用の額に基づいて算定するものとし、法第二百二十二条第二項に規定する市町村について前項の規定を適用する場合においては法第四十三条第三項、第四十四条第六項、第四十五条第六項、第五十五条第三項、第五十六条第六項又は第五十七条第六項の規定に基づく条例による措置が講ぜられないものとして

第三十七条の十三第一項に規定する額（平成二十六年改正前法第一百五条の四十五第一項に規定する地域支援事業のうち介護予防等事業を除く部分に限る。）、当該市町村における平成二十七年度から当該年度までの各年度の六十五歳以上の被保険者の数の伸び率として厚生労働省令で定めるところにより算定する伸び率並びに法第一百五条の四十五第二項第四号から第六号までに規定する事業及び法第一百五条の四十八第一項に規定する会議に要する費用の額に基づき厚生労働省令で定めるところにより算定した額

- 二 平成二十七年度から平成二十九年度までにおいて介護給付等（法第二十条に規定する介護給付等をいう。）に要する費用の適正化を推進している市町村その他の厚生労働省令で定める条件に該当する市町村として厚生労働大臣が認める市町村 法第一百五条の四十五第三項各号に掲げる事業及び法第一百五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターを運営する事業に要する費用の額、当該市町村における当該年度の第一号被保險者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定する数並びに法第一百五条の四十五第二項第四号から第六号までに規定する事業及び法第一百五条の四十八第一項に規定する会議に要する費用の額に基づき厚生労働省令で定めるところにより算定した額
- 第一項の規定にかかわらず、当該年度において、特別な事情として厚生労働大臣が認める事情により、一時的に介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額が第一項の規定により算定した額を超えると見込まれる市町村の当該年度における法第一百五条の四十五第四項の政令で定める額（地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業に係る部分に限る。）は、第一項の規定により算定した額に当該特別な事情に基づく介護予

算定するものとする。

3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる市町村にあっては、法第一百五条の四十五第四項に規定する政令で定める額は、当該各号に定める額とことができる。

- 一 給付見込額に百分の一・五を乗じて得た額が三百万円に満たない市町村 地域支援事業（介護予防等事業を除く。）に係る政令で定める額は三百万円とし、介護予防等事業に係る政令で定める額は給付見込額に百分の一・五を乗じて得た額

防・日常生活支援総合事業に要する費用の額の範囲内で厚生労働大臣が相当と認める額を加えた額とする。

二

前号に掲げる市町村以外の市町村であつて、法第百十五条の四十五第二項各号に掲げる事業の全てを一括して行うもの（厚生労働大臣が被保険者の住み慣れた地域における自立した日常生活の支援に資するため同条第六項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業を実施することが特に必要であると認める市町村に限り、地域支援事業に要する費用の予想額が給付見込額に百分の三を乗じて得た額を超えて、かつ、介護予防等事業に要する費用の予想額が給付見込額に百分の二を乗じて得た額を超えない市町村を除く。）イ又はロに掲げる市町村の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 地域支援事業に要する費用の予想額が給付見込額に百分の三を乗じて得た額を超えて、かつ、介護予防等事業に要する費用の予想額が給付見込額に百分の二を乗じて得た額を超える市町村 地域支援事業に係る政令で定める額は給付見込額に百分の三を乗じて得た額とし、介護予防等事業に係る政令で定める額は給付見込額に百分の三を乗じて得た額から地域支援事業（介護予防等事業を除く。）に要する費用の額を控除して得た額

ロ 地域支援事業に要する費用の予想額が給付見込額に百分の三を乗じて得た額を超える市町村（1）又は（2）に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ（1）又は（2）に定める額

（1） 介護予防等事業に要する費用の予想額が給付見込額に百分の二を乗じて得た額を超えない市町村 地域支援事業に係る政令で定める額は給付見込額に百分の四を乗じて得た額を超えない範囲で厚生労働大臣が相当と認める額とし、介護予防等事業に係る政令で定める額は給付見込額に百分の二を乗じて得た額

（2） 介護予防等事業に要する費用の予想額が給付見込額に百

(住所地特例適用被保険者に係る地域支援事業に要する費用の負担金)

第三十七条の十六 法第二百二十四条の三に規定する負担金は、市町村が行う介護保険の住所地特例適用被保険者（法第十三条第三項に規定する住所地特例適用被保険者をいう。以下同じ。）が入所又は入居（次項において「入所等」という。）をしている住所地特例対象施設（法第十三条第一項に規定する住所地特例対象施設をいう。以下同じ。）の所在する施設所在市町村（法第十二条第三項に規定する施設所在市町村をいう。以下同じ。）に対し、厚生労働省令で定めるところにより、毎年度、負担するものとする。

2 法第二百二十四条の三の規定により市町村が負担する額は、市町村が行う介護保険の住所地特例適用被保険者が入所等をしている住所地特例対象施設の所在する施設所在市町村が行う地域支援事業に要する費用のうち、次に掲げる費用の合算額とする。

一 法第二百十五条の四十五の三第二項に規定する第一号事業支給費（当該住所地特例適用被保険者に係るものに限る。）

二 法第二百十五条の四十五第一項第一号ニに規定する第一号介護予防支援事業（法第二百十五条の四十五の三第一項に規定する指定事業者によるものを除く。）に要する費用として厚生労働省令で定めるところにより算定した費用（当該住所地特例適用被

(新設)

分の二を乗じて得た額を超える市町村 地域支援事業に係る政令で定める額は給付見込額に百分の四を乗じて得た額を超えない範囲で厚生労働大臣が相当と認める額とし、介護予防事業に係る政令で定める額は給付見込額に百分の三を乗じて得た額を超えない範囲で厚生労働大臣が相当と認める額

（保険料率に係るものに限る。）

第三十八条（略）
（保険料率の算定に関する基準）

第三十八条（略）
（保険料率の算定に関する基準）

3 前二項の保険料収納必要額（以下「保険料収納必要額」という。）は、計画期間における各年度の第一号に掲げる額の合算額の見込額から第二号に掲げる額の合算額の見込額を控除して得た額の合算額とする。

一 （略）

二 法第一百二十二条、第一百二十三条第一項及び第二項並びに第四条の規定による負担金、法第一百二十二条の規定による調整交付金、法第一百二十二条の一並びに法第一百二十三条第三項及び第四項の規定による交付金、法第一百二十五条の規定による介護給付費交付金、法第一百二十六条の規定による地域支援事業支援交付金、法第一百二十七条及び第一百二十八条の規定による補助金その他介護保険事業に要する費用のための収入（法第一百二十四条の二第一項の規定による繰入金及び介護保険の事務の執行に要する費用に係るものと除く。）の額の合算額

4 (9) （略）

10 第一項第一号に掲げる第一号被保険者の保険料の減額賦課に係る保険料率に係る法第一百四十六条に規定する政令で定める基準は、基準額に十分の五（市町村が第一項の規定によりこれと異なる割合を設定するときは、当該割合）から十分の〇・五を超えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする。

（特別の基準による保険料率の算定）

（特別の基準による保険料率の算定）

第三十八条（略）
（保険料率の算定に関する基準）

第三十八条（略）
（保険料率の算定に関する基準）

3 前二項の保険料収納必要額（以下「保険料収納必要額」という。）は、計画期間における各年度の第一号に掲げる額の合算額の見込額から第二号に掲げる額の合算額の見込額を控除して得た額の合算額とする。

一 （略）

二 法第一百二十二条、第一百二十三条第一項及び第二項並びに第四条の規定による負担金、法第一百二十二条の規定による調整交付金、法第一百二十二条の一並びに法第一百二十三条第三項及び第四項の規定による交付金、法第一百二十五条の規定による介護給付費交付金、法第一百二十六条の規定による地域支援事業支援交付金、法第一百二十七条及び第一百二十八条の規定による補助金その他介護保険事業に要する費用のための収入（介護保険の事務の執行に要する費用に係るものと除く。）の額の合算額

4 (9) （略）

（新設）

第一項第一号に掲げる第一号被保険者の保険料の減額賦課に係る保険料率に係る法第一百四十六条に規定する政令で定める基準は、基準額に十分の五（市町村が第一項の規定によりこれと異なる割合を設定するときは、当該割合）から十分の〇・五を超えない範囲内において市町村が定める割合を減じて得た割合を乗じて得た額であることとする。

（新設）

第三十九条（略）

2 ～ 4

（略）

5 前条第十項の規定は、第一項の規定に基づき保険料率を算定する市町村について準用する。この場合において、同条第十項中「（市町村が第一項の規定によりこれと異なる割合を設定するときは、当該割合）」とあるのは、「を標準として市町村が定める割合」と読み替えるものとする。

第三十九条 前条第一項の規定にかかわらず、特別の必要がある場

2 ～ 4

（新設）

（略）

○ 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（国の地域支援事業に要する費用に対する交付金の額）</p> <p>第一条の三 法第百二十二条の二第一項の規定により、毎年度国が市町村に対して交付する額は、各市町村につき、当該年度における法第百十五条の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。）に要する費用の額の百分の二十に相当する額とする。</p> <p>2 法第二十二条の二第二項の規定による交付金の額は、次に掲げる事項を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定する。</p> <p>一 当該市町村における第一号被保険者の総数に対する当該市町村に係る第一号被保険者のうち七十五歳以上である者の割合</p> <p>二 当該市町村における令第三十八条第一項各号に掲げる区分ごとの第一号被保険者の分布状況</p> <p>3 法第二十二条の二第四項の規定により、毎年度国が市町村に対して交付する額は、各市町村につき、当該年度における同項に規定する特定地域支援事業支援額（以下「特定地域支援事業支援額」という。）の百分の五十に相当する額とする。</p> <p>（市町村の特別会計への繰入れ等）</p> <p>第三条の二 法第二十四条の二第一項の規定により、毎年度市町村が介護保険に関する特別会計に繰り入れる額は、厚生労働省令で定めるところにより、当該市町村が徴収する当該年度分の保険料について、当該市町村が令第三十八条第十項に定める基準に従</p>	<p>（国の地域支援事業に要する費用に対する交付金の額）</p> <p>第一条の三 法第百二十二条の二第一項の規定により、毎年度国が市町村に対して交付する額は、各市町村につき、当該年度における同項に規定する介護予防等事業（以下「介護予防等事業」という。）に要する費用の額の百分の二十五に相当する額とする。</p> <p>（新設）</p> <p>2 法第二十二条の二第二項の規定により、毎年度国が市町村に対して交付する額は、各市町村につき、当該年度における同項に規定する特定地域支援事業支援額（以下「特定地域支援事業支援額」という。）の百分の五十に相当する額とする。</p>

い同条第一項の規定に基づき算定される保険料を賦課し、又は令第三十九条第五項において準用する令第三十八条第十項に定める基準に従い令第三十九条第一項の規定に基づき算定される保険料を賦課することにより減額することとなる保険料の額を合計した額（その額が現に当該年度分の保険料について令第三十八条第十項に定める基準に従い同条第一項の規定に基づき算定される保険料を賦課し、又は令第三十九条第五項において準用する令第三十八条规定に定める基準に従い令第三十九条第一項の規定に基づき算定される保険料を賦課し、又は令第三十九条第一項の規定に基づき算定された保険料を賦課することにより減額した保険料の額の合計額を超えるときは、当該合計額）とする。

- 2 法第一百二十四条の二第一項に基づく繰入れは、当該市町村の介護保険に関する特別会計（同特別会計が保険事業勘定及び介護サービス事業勘定に区分されているときは、同特別会計保険事業勘定）に繰り入れるものとする。
- 3 法第一百二十四条の二第二項及び第三項の規定による国及び都道府県の負担は、同条第一項の規定による繰入れが行われた年度において行うものとする。

（財政安定化基金による交付事業）

第六条 （略）

- 2 前項の基金事業交付金の額は、各市町村につき、第一号に掲げる額（当該額が第三号に掲げる額を超えるときは、同号に掲げる額とする。）の二分の一に相当する額とする。ただし、実績保険料収納額（法第一百四十七条第二項第二号に規定する実績保険料収納額をいう。以下同じ。）及び基金事業対象繰入額の合計額が保険料収納下限額に不足すると見込まれる市町村（災害その他特別の事情により当該合計額が保険料収納下限額に不足すると見込まれる市町村を除く。次条の事情により当該合計額が保険料収納下限額に不足すると見込まれる市町村を除く。次条第四項第二号において同じ。）について

（財政安定化基金による交付事業）

第六条 （略）

- 2 前項の基金事業交付金の額は、各市町村につき、第一号に掲げる額（当該額が第三号に掲げる額を超えるときは、第三号に掲げる額とする。）の二分の一に相当する額とする。ただし、実績保険料収納額（法第一百四十七条第二項第二号に規定する実績保険料収納額をいう。以下同じ。）が保険料収納下限額に不足すると見込まれる市町村（災害その他特別の事情により実績保険料収納額が保険料収納下限額に不足すると見込まれる市町村を除く。次条第四項第二号において同じ。）については、第二号に掲げる額（

は、第二号に掲げる額（当該額が第三号に掲げる額を上回るときは、第三号に掲げる額とは、同号に掲げる額とする。）の二分の一に相当する額とする。

一 予定保険料収納額（法第百四十七条第二項第一号に規定する予定保険料収納額をいう。以下同じ。）から実績保険料収納額及び基金事業対象繰入額の合計額を控除して得た額の見込額

二・三 （略）

3| 前項の基金事業対象繰入額（以下「基金事業対象繰入額」といいう。）は、各市町村につき、計画期間における法第百二十四条の二第一項の規定による繰入金の額に当該市町村の基金事業対象比率を乗じて得た額とする。

4| 第二項の保険料収納下限額（以下「保険料収納下限額」という。）は、各市町村につき、計画期間における保険料収納必要額（令第三十八条第三項に規定する保険料収納必要額をいう。以下同じ。）に当該市町村の基金事業対象比率を乗じて得た額に、各市町村の第一号被保険者の数等の区分に応じて厚生労働省令で定める率を乗じて得た額とする。

5| 前二項の基金事業対象比率（以下「基金事業対象比率」という。）は、各市町村につき、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率とする。

6| （略）

（財政安定化基金による貸付事業）

第七条 （略）

2| 前項の単年度基金事業対象収入額（以下「単年度基金事業対象収入額」という。）は、各市町村につき、計画期間の各年度において収納した保険料の総額に当該市町村の基金事業対象比率を乗じて得た額、法第百二十二条、第百二十三条第一項及び第二項並

当該額が第三号に掲げる額を上回るときは、第三号に掲げる額とする。）の二分の一に相当する額とする。

一 予定保険料収納額（法第百四十七条第二項第一号に規定する予定保険料収納額をいう。以下同じ。）から実績保険料収納額を控除して得た額の見込額

二・三 （略）
（新設）

3| 前項の保険料収納下限額（以下「保険料収納下限額」という。）は、各市町村につき、計画期間における保険料収納必要額（令第三十八条第三項に規定する保険料収納必要額をいう。以下同じ。）に当該市町村の基金事業対象比率を乗じて得た額に、各市町村の第一号被保険者の数等の区分に応じて厚生労働省令で定める率を乗じて得た額とする。

4| 前項の基金事業対象比率（以下「基金事業対象比率」という。）は、各市町村につき、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率とする。

5| （略）

（財政安定化基金による貸付事業）

第七条 （略）

2| 前項の単年度基金事業対象収入額（以下「単年度基金事業対象収入額」という。）は、各市町村につき、計画期間の各年度において収納した保険料の総額に当該市町村の基金事業対象比率を乗じて得た額、法第百二十二条、第百二十三条第一項及び第二項並

びに第百二十四条の規定による負担金の額、法第百二十二条の規定による調整交付金の額、法第百二十二条の二並びに第百二十三条第三項及び第四項の規定による交付金の額、法第百二十四条の二第一項の規定による繰入金の額に当該市町村の基金事業対象比率を乗じて得た額、法第百二十五条の規定による介護給付費交付金の額、法第百二十六条の規定による地域支援事業支援交付金の額、法第百二十七条及び第百二十八条の規定による補助金のうち標準給付費額に充てるべきものとして標準給付費額に充てるべきものとして厚生労働省令で定めるところにより算定した額並びに当該年度前年の年度において生じた決算上の剩余金のうち標準給付費額に充てるべきものとして厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合算額とする。

3
(略)

4 第一項の基金事業貸付金の額は、各市町村につき、次の各号の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額に一・一を乗じて得た額を限度とする。

一
(略)

二 計画期間の最終年度 イに掲げる額から口に掲げる額を控除して得た額（当該計画期間において実績保険料収納額及び基金事業対象繰入額の合計額が保険料収納下限額に不足すると見込まれる市町村については、イに掲げる額から口に掲げる額を控除して得た額からハに掲げる額を控除して得た額とする。）

イ・ロ
(略)

ハ 当該計画期間における保険料収納下限額から実績保険料収納額及び基金事業対象繰入額の合計額を控除して得た額の見込額

5
5
5
(略)

びに第百二十四条の規定による負担金の額、法第百二十二条の規定による調整交付金の額、法第百二十二条の二並びに第百二十三条第三項及び第四項の規定による介護給付費交付金の額、法第百二十五条の規定による介護給付費交付金の額、法第百二十六条の規定による地域支援事業支援交付金の額、法第百二十七条及び第百二十八条の規定による補助金のうち標準給付費額に充てるべきものとして厚生労働省令で定めるところにより算定した額並びに当該年度前の年度において生じた決算上の剩余金のうち標準給付費額に充るべきものとして厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合算額とする。

3
(略)

4 第一項の基金事業貸付金の額は、各市町村につき、次の各号の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額に一・一を乗じて得た額を限度とする。

一
(略)

二 計画期間の最終年度 イに掲げる額から口に掲げる額を控除して得た額（当該計画期間において実績保険料収納額が保険料収納下限額に不足すると見込まれる市町村については、イに掲げる額から口に掲げる額を控除して得た額からハに掲げる額を控除して得た額とする。）

イ・ロ
(略)

ハ 当該計画期間における保険料収納下限額から実績保険料収納額を控除して得た額の見込額

5
5
5
(略)

【省令案】

※ 今後の条文審査等の過程で変更があり得るものである。

- 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

第二十八条の二 市町村は、要介護被保険者（法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。）又は居宅要支援被保険者（法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）に対し、様式第一号の二による利用者負担の割合を記載した証（以下「負担割合証」という。）を、有効期限を定めて交付しなければならない。

（負担割合証の交付等）

（新設）

2 要介護被保険者又は居宅要支援被保険者が、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該要介護被保険者又は居宅要支援被保険者は、遅滞なく、負担割合証を市町村に返還しなければならない。

一 負担割合証に記載された利用者負担の割合が変更されたとき。

二 負担割合証の有効期限に至つたとき。

3 前条の規定は、負担割合証の検認及び更新について準用する。この場合において、同条第二項中「第一号被保険者及び被保険者証の交付を受けている第二号被保険者（以下「被保険者証交付済被保険者」という。）」とあるのは、「要介護被保険者又は居宅要支援被保険者」とする。

4 要介護被保険者又は居宅要支援被保険者は、負担割合証を破り、汚

し、又は失ったときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を申請しなければならない。

一 氏名、性別、生年月日及び住所

二 再交付申請の理由

三 被保険者証の番号

5 負担割合証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その負担割合証を添えなければならない。

6 要介護被保険者又は居宅要支援被保険者は、負担割合証の再交付を受けた後、失った負担割合証を発見したときは、直ちに、発見した負担割合証を市町村に返還しなければならない。

7 要介護被保険者又は居宅要支援被保険者は、法第四十一条第三項（法第四十二条の二第九項、法第四十八条第七項、法第五十三条第七項及び法第五十四条の二第九項において準用する場合を含む。）の規定により指定居宅サービス事業者（法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス事業者（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設（法第八条第二十四項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）、指定介護予防サービス事業者（法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型介護予防サービス事業者（法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）に被保険者証を提示するときは、負担割合証を添えなければならない。

（要介護認定等の要介護認定有効期間）

第三十八条 （略）

（要介護認定等の要介護認定有効期間）

第三十八条 （略）

(略)

前二項の規定は、要支援更新認定の申請であつて法第三十五条第四項の規定により法第二十七条第一項の申請としてみなされたものに係る要介護認定を行う場合において法第二十八条第十項により同条第一項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第一項第二号中「六月間」とあるのは「十二月間」と、「十二月間」とあるのは「二十四月間」と読み替えるものとする。

(要支援認定の要支援認定有効期間)

第五十二条 (略)

2 (略)

前二項の規定は、要介護更新認定の申請であつて法第三十五条第二項の規定により法第三十二条第一項の申請としてみなされたものに係る要支援認定を行う場合において法第三十三条第六項により同条第一項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第一項第二号中「六月間」とあるのは「十二月間」と、「十二月間」とあるのは「二十四月間」と読み替えるものとする。

第五十五条 (略)

第五十二条の規定は、法第三十三条第六項において同条第一項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第五十二条

第一項第二号中「六月間」とあるのは「十二月間」と、「十二月間」とあるのは「二十四月間」と読み替えるものとする。

(法第四十二条の三第二項の厚生労働省令で定める者)

(要支援認定の要支援認定有効期間)

第五十二条 (略)

2 (略)

(新設)

第五十五条 (略)

第五十二条の規定は、法第三十三条第六項において同条第一項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第五十二条第一項第二号中「六月間」とあるのは「十二月間」と、「十二月間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

(新設)

第六十五条の六 法第四十二条の三第二項の厚生労働省令で定める者は、住所地特例適用要介護被保険者とする。

(令第二十二条の二の二第六項の収入の額の算定)

第八十三条の二の二 令第二十二条の二の二第六項に規定する収入の額は、同項に規定する要介護被保険者の属する世帯に属する第一号被保險者に係る居宅サービス等のあつた月の属する年の前年（当該居宅サービス等のあつた月が一月から七月までの場合は、前々年）における所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十六条第一項に規定する各種所得の金額（退職所得の金額（同法第三十条第二項に規定する退職所得の金額をいう。）を除く。）の計算上収入金額とすべき金額及び総収入金額に算入すべき金額を合算した額として、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百四十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額及び同法附則第三十五条の四第四項に規定する物取引に係る雑所得等の金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。第九十七条の二において同じ。）の計算上用いられる所得税法第二編第二章第二節第一款に規定する利子所得、配当所得、給与所得及び雑所得（公的年金

(新設)

等に係るものに限る。)に係る収入金額並びに不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得(公的年金等に係るもの)を除く。)に係る総収入金額を合算した額とする。

(令第二十二条の二の二第六項の規定の適用の申請)

第八十三条の二の三 令第二十二条の二の二第六項の規定の適用を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

- 一 氏名及び生年月日
- 二 令第二十二条の二の二第六項に規定する者について前条の規定により算定した収入の額
- 三 被保険者証の番号

(法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者)
第八十三条の五 法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者は、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者(短期入所生活介護及び短期入所療養介護を受けた者については、当該サービスにつき居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費の支給を受ける者に限る。)とする。

一 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、当該配偶者が行方不明となつた場合、要介護被保険者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第一条第一項に規定する配偶者からの暴力を受けた場合その他これらに準ずる場合を除く。以下同じ。)が特定介護サービス(法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービス

(新設)

(法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者)
第八十三条の五 法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者は、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者(短期入所生活介護及び短期入所療養介護を受けた者については、当該サービスにつき居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費の支給を受ける者に限る。)とする。

一 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が特定介護サービス(法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。)を受ける日の属する年度(当該特定介護サービスを受けた年の属する月が四月から六月までの場合は、前年度)分の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下同じ。)が課さ

スをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年度（当該特定介護サービスを受ける日の属する月が四月から七月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）であり、かつ、当該要介護被保険者及びその者の配偶者が所有する現金、所得税法第二条第一項第十号に規定する預貯金、同項第十一号に規定する合同運用信託、同項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託及び同項第十七号に規定する有価証券の合計額として市町村長が認定した額が二千万円（当該要介護被保険者に配偶者がない場合にあっては、一千万円）以下であるもの。

二・三（略）

四 前三号に掲げる者のか、介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所する者であつて、その属する世帯の構成員の数（その者の配偶者が同一の世帯に属していないときは、その数に一を加えた数）が二以上であり、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

イ その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員（当該世帯主又は世帯員のいずれかについて特定介護サービスを行う介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所することにより当該者が世帯を異にしても、当該者は、なお同一の世帯に属するものとみなす。以下この号において同じ。）並びにその者の配偶者の特定介護サービスを受ける日の属する年の前年（特定介護サービスを受

れていなき者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）

二・三（略）

四 前三号に掲げる者のか、介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所する者であつて、その属する世帯の構成員の数が二以上であり、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

イ その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（当該世帯主又は世帯員のいずれかについて特定介護サービスを行う介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所することにより当該者が世帯を異にしても、当該者は、なお同一の世帯に属するものとみなす。以下この号において同じ。）並びにその者の配偶者の特定介護サービスを受ける日の属する年の前年（特定介護サービスを受ける日の属する月が

ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年（）中の公的年金等の収入金額（所得税法第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年（当該特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年（）の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいう。ただし、当該額の計算上所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額は算入しないものとし、当該額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額から当該特定介護サービスに係る施設介護サービス費又は地域密着型介護サービスの見込額に九十分の十（法第四十九条の二の規定が適用される場合にあつては、八十分の二十）を乗じて得た額（高額介護サービス費が支給される見込みがあるときは、当該高額介護サービスの見込額を控除する。）の年額並びに食事の提供に要する費用及び居住に要する費用として支払う見込額の年額の合計額を控除して得た額が、八十万円以下であること。

ロ　イに規定する世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者が所有する現金、所得税法第二条第一項第十号に規定する預貯金、同項第十一号に規定する合同運用信託、同項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託及び同項第十七号に規定する有価証券の合計額として市町村長が認定した額が、四百五十万円以下であること。

ハ　イに規定する世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。

二　イに規定する世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者に

一月から六月までの場合にあつては、前々年（）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年（当該特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあつては、前々年（）の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいう。ただし、当該額の計算上所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額は算入しないものとし、当該額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額から当該特定介護サービスに係る施設介護サービス費又は地域密着型介護サービスの見込額に九十分の十を乗じて得た額（高額介護サービス費が支給される見込みがあるときは、当該高額介護サービスの見込額を控除する。）の年額並びに食事の提供に要する費用及び居住に要する費用として支払う見込額の年額の合計額を控除して得た額が、八十万円以下であること。

ロ　イに規定する世帯主及びすべての世帯員が所有する現金、所得税法第二条第一項第十号に規定する預貯金、同項第十一号に規定する合同運用信託、同項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託及び同項第十七号に規定する有価証券の合計額として市町村長が認定した額が、四百五十万円以下であること。

ハ　イに規定する世帯主及びすべての世帯員がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。

二　イに規定する世帯主及びすべての世帯員について、災害その他

ついて、災害その他の特別の事情があると市町村長が認める場合を除き、第一号被保険者にあつては保険料の、第二号被保険者にあつては医療保険各法の定めるところにより当該者が納付義務又は払込義務を負う保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。）又は掛金を含む。）又は掛金の滞納がないこと。

（特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定）

第八十三条の六（略）

2 前項の申請書には、同項第一号及び第四号に掲げる事項を証する書類並びに前条第一号又は第四号口に掲げる事項を市町村が銀行、信託会社その他の機関に確認することの同意書を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により明らかにすべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができることである。

3（略）

4 市町村は、第一項の申請に基づき、認定を行つたときは、様式第一号の二の二による認定証（以下「認定証」という。）を、当該認定を行つた要介護被保険者に有効期限を定めて交付しなければならない。
5～9（略）

10 認定を受けた要介護被保険者に係る第二十九条、第三十条及び第三十二条の規定による届書には、当該届出に係る被保険者証及び負担割合証に加えて、当該要介護被保険者に係る認定証を添えなければならない。

（法第五十四条の三第二項の厚生労働省令で定める者）

第八十五条の四の二 法第五十四条の三第二項の厚生労働省令で定める

（特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定）

第八十三条の六（略）

2 前項の申請書には、同項第一号及び第四号に掲げる事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により明らかにすべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

3（略）

4 市町村は、第一項の申請に基づき、認定を行つたときは、様式第一号の二による認定証（以下「認定証」という。）を、当該認定を行つた要介護被保険者に有効期限を定めて交付しなければならない。
5～9（略）

10 認定を受けた要介護被保険者に係る第二十九条、第三十条及び第三十二条の規定による届書には、当該届出に係る被保険者証に加えて、当該要介護被保険者に係る認定証を添えなければならない。

（新設）

の特別の事情があると市町村長が認める場合を除き、第一号被保険者にあつては保険料の、第二号被保険者にあつては医療保険各法の定めるところにより当該者が納付義務又は払込義務を負う保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。）又は掛金の滞納がないこと。

者は、住所地特例適用居宅要支援被保険者とする。

(令第二十九条の二の二第六項の収入の額の算定)

第九十七条の二 令第二十九条の二の二第六項に規定する収入の額は、同項に規定する居宅要支援被保険者の属する世帯に属する第一号被保険者に係る介護予防サービス等のあつた月の属する年の前年（当該介護予防サービス等のあつた月が一月から七月までの場合は、前々年）における所得税法第三十六条第一項に規定する各種所得の金額（退職所得の金額（同法第三十条第二項に規定する退職所得の金額（退職所得の金額（同法第三十条第二項に規定する退職所得の金額をいう。）を除く。）の計算上収入金額とすべき金額及び総収入金額に算入すべき金額を合算した額として、地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の計算上用いられる所得税法第二編第二章第二節第一款に規定する利子所得、配当所得、給与所得及び雑所得（公的年金等に係るものに限る。）に係る収入金額並びに不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得（公的年金等に係るもの）に係る総収入金額を合算した額とする。

(令第二十九条の二の二第六項の規定の適用の申請)

第九十七条の二の二 令第二十九条の二の二第六項の規定の適用を受けようとする居宅要支援被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

- 一 氏名及び生年月日
- 二 令第二十九条の二の二第六項に規定する者について前条の規定により算定した収入の額

三 被保険者証の番号

(新設)

(法第六十一条の三第一項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者)

第九十七条の三 法第六十一条の三第一項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者は、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者（介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護について介護予防サービス費又は特例介護予防サービス費の支給を受ける者に限る。）とする。

一 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者が特定介護予防サービス（法第六十一条の三第一項に規定する特定介護予防サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年度（当該特定介護予防サービスを受ける日の属する月が四月から七月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）であり、かつ、当該居宅要支援被保険者及びその者の配偶者が所有する現金、所得税法第二条第一項第十号に規定する預貯金、同項第十一号に規定する合同運用信託、同項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託及び同項第十七号に規定する有価証券の合計額として市町村長が認定した額が二千万円（当該居宅要支援被保険者に配偶者がない場合にあつては、一千万円）以下であるもの。

二・三 （略）

(法第六十一条の三第一項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者)

第九十七条の三 法第六十一条の三第一項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者は、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者（介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護について介護予防サービス費又は特例介護予防サービス費の支給を受ける者に限る。）とする。

一 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が特定介護予防サービス（法第六十一条の三第一項に規定する特定介護予防サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年度（当該特定介護予防サービスを受ける日の属する月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）

二・三 （略）

(法第百十五条の四十五第一項の厚生労働省令で定める基準)

第百四十条の六十二の三 法第百十五条の四十五第一項柱書の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 同項第一号に規定する第一号事業（以下第一号事業という。）の

対象となる同号に規定する居宅要支援被保険者等（以下居宅要支援被保険者等という。）については、市町村又は地域包括支援センターが、当該居宅要支援被保険者等の意思を最大限に尊重しつつ、当該居宅要支援被保険者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、適切な介護予防支援又は同号ニに規定する第一号介護予防支援事業（以下第一号介護予防支援事業という。）による援助を行うことにより、決定すること。

二 市町村が同項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下介護予防・日常生活支援総合事業といふ。）を実施する際には、補助その他の支援を通じて、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとすること。

法第百十五条の四十五第一項各号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 第一号事業に従事する者（次号及び第百四十条の六十九において「従事者」という。）の清潔の保持及び健康状態の管理のための対策が講じられていること。

二 従事者又は従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置が講じられていること。

三 利用者に対する第一号事業の実施により事故が発生した場合に、次のイからハまでに掲げる措置を講ずる旨及びその実施方法を定めていること。

(法第百十五条の四十五第二項の厚生労働省令で定める基準)

第百四十条の六十一の三 法第百十五条の四十五第二項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第百十五条の四十五第二項第一号及び第二号に掲げる事業の対象となる居宅要支援被保険者については、市町村又は地域包括支援センターが、当該居宅要支援被保険者の意思を最大限に尊重しつつ、当該居宅要支援被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、適切な介護予防支援又は同項第三号の援助を行うことにより、決定すること。

（新設）

二 法第百十五条の四十五第二項各号に掲げる事業に従事する者（次号及び第百四十条の六十九において「従事者」という。）の清潔の保持及び健康状態の管理のための対策が講じられていること。

三 従事者又は従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置が講じられていること。

四 利用者に対する法第百十五条の四十五第二項各号に掲げる事業の実施により事故が発生した場合に、次のイからハまでに掲げる措置を講ずる旨及びその実施方法を定めていること。

イ 当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援又は第一号介護予防支援事業による援助を行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること。

ロ 事故の状況及び事故に際して採つた処置について記録すること。

ハ 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。

四 第一号事業を実施する者（この項及び次項において「実施者」という。）は、当該第一号事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次に掲げる事項を当該第一号事業を実施する事業所（実施者が事業所を有しない場合においては、当該第一号事業の主たる実施場所）の所在地を管轄する市町村長に届け出ること。

イ 廃止し、又は休止しようとする年月日

ロ 廃止し、又は休止しようとする理由

ハ 現に第一号事業のサービスを受けている者に対する措置

五 二 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

五 実施者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該第一号事業のサービスを受けた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該第一号事業のサービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な第一号事業のサービス等が継続的に提供されるよう、指定介護予防支援事業者、第一号介護予防事業の実施者、他の実施者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

イ 当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援又は法第百十五条の四十五第二項第三号の援助を行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること。

ロ 事故の状況及び事故に際して採つた処置について記録すること。

ハ 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。

（新設）

(法第百十五条の四十五第一項第一号の厚生労働省令で定める被保険者)

第一百四十条の六十二の四 法第百十五条の四十五第一項第一号の厚生労働省令で定める被保険者は、次のいずれかに該当する被保険者とする。

- 一 居宅要支援被保険者
- 二 厚生労働大臣が定める基準に該当する第一号被保険者（二回以上にわたり当該基準の該当の有無を判断した場合においては、直近の当該基準の該当の有無の判断の際に当該基準に該当した第一号被保険者）（要介護認定を受けた第一号被保険者においては、当該要介護認定による介護給付に係る居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービス並びにこれらに相当するサービスを受けた日から当該要介護認定の有効期間の満了の日までの期間を除く。）

（法第百十五条の四十五第一項第一号イ及びロの厚生労働省令で定める期間）

第一百四十条の六十二の五 法第百十五条の四十五第一項第一号イの厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に掲げる期間とする。

- 一 第一号介護予防支援事業による支援により居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画（介護予防・日常生活支援総合事業に係るサービス及びその他居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービス（以下「介護予防・日常生活支援総

(法第百十五条の四十五第二項第二号の厚生労働省令で定める事業)

第一百四十条の六十二の四 法第百十五条の四十五第二項第二号の厚生労働省令で定める事業は、次に掲げる事業のうち市町村が定めるものとする。

- 一 栄養の改善を目的として、被保険者（第一号被保険者及び要支援者である第二号被保険者に限る。以下この条において同じ。）に対して配食を行う事業
- 二 被保険者が自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、被保険者に対して、定期的な安否確認及び緊急時の対応を行う事業
- 三 その他の地域の実情に応じつつ、法第百十五条の四十五第一項第一号に掲げる事業及び同条第二項第一号に掲げる事業と一体的に行われることにより、被保険者について、要介護状態等となることの予防又は要支援状態の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援に資する事業

（新設）

合事業サービス等」という。)の適切な利用等をすることができるよう、当該居宅要支援被保険者等の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要支援被保険者等及びその家族の希望等を勘案し、利用する介護予防・日常生活支援総合事業サービス等の種類及び内容、これを担当する者、当該サービスを利用する期間、当該居宅要支援被保険者等及びその家族の生活に対する意向、当該居宅要支援被保険者等の総合的な援助の方針、健康上及び生活上の問題点及び解決すべき課題、提供される介護予防・日常生活支援総合事業サービス等の目標及びその達成時期、介護予防・日常生活支援総合事業サービス等が提供される日時、介護予防・日常生活支援総合事業サービス等を提供する上での留意事項並びに介護予防・日常生活支援総合事業サービス等の提供を受けるために居宅要支援被保険者等が負担しなければならない費用の額を定めた計画をいう。以下この条において同じ。)を定め、かつ、当該計画において法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業(以下第一号訪問事業といふ。)に係るサービスの利用期間を定めた場合、当該計画において定められる第一号訪問事業に係るサービスの利用期間又は当該計画を定めた日から居宅要支援被保険者等でなくなる日までの期間のいずれか短い期間

二 前号に規定する場合以外の場合 第一号介護予防支援事業による支援を受けた日から居宅要支援被保険者等でなくなる日までの期間

2 法第百十五条の四十五第一項第一号ロの厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に掲げる期間とする。

一 第一号介護予防支援事業による支援により居宅要支援被保険者等と共に作成される計画を定め、かつ、当該計画において同号に規定する第一号通所事業(以下第一号通所事業といふ。)に係るサービ

スの利用期間を定めた場合 当該計画において定められる第一号通

所事業に係るサービスの利用期間又は当該計画を定めた日から居宅

要支援被保険者等でなくなる日までの期間のいずれか短い期間

二 前号に規定する場合以外の場合 第一号介護予防支援事業による

支援を受けた日から居宅要支援被保険者等でなくなる日までの期間

(法第百十五条の四十五第一項第一号ロの厚生労働省令で定める施設

)

第一百四十条の六十二の六 法第百十五条の四十五第一項第一号ロの厚生

労働省令で定める施設は、第一号通所事業を実施するために必要な広

さを有する施設とする。

(法第百十五条の四十五第一項第一号ハの厚生労働省令で定めるもの

)

第一百四十条の六十二の七 法第百十五条の四十五第一項第一号ハの厚生

労働省令で定めるものは、次に掲げる事業のうち市町村が定めるもの

とする。

一 栄養の改善を目的として、居宅要支援被保険者等に対して配食を行いう事業

二 居宅要支援被保険者等が自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、居宅要支援被保険者等に対して、定期的な安否確認及び緊急時の対応を行う事業

三 第一号訪問事業又は第一号通所事業に準じる事業であつて、地域の実情に応じつつ、第一号訪問事業又は第一号通所事業と一体的に行われることにより、要介護状態等となることの予防又は要支援状

(新設)

態の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援に資する事業

(法第百十五条の四十五第二項第四号の厚生労働省令で定める事業)
第一百四十条の六十二の八 法第百十五条の四十五第二項第四号の厚生労働省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 地域における在宅医療及び介護に関する情報の収集、整理及び活用を行う事業
- 二 医療関係者及び介護サービス事業者その他の関係者（以下この条において「医療・介護関係者」という。）により構成される会議の開催等を通じて、地域における在宅医療及び在宅介護の提供に必要な当該提供に携わる者その他の関係者の連携（以下「在宅医療・介護連携」という。）に関する課題の把握及びその解決に資する必要な施策を検討する事業
- 三 医療・介護関係者と共同して、在宅医療及び介護が円滑に提供される一連の仕組みの構築に向けた具体的の方策を企画及び立案し、当該方策を他の医療・介護関係者に周知する事業
- 四 医療・介護関係者間の情報の共有を支援する事業
- 五 地域の医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業
- 六 医療・介護関係者に対して、在宅医療・介護連携のために必要な知識の習得や当該知識の向上のために必要な研修を行う事業
- 七 在宅医療・介護連携に関する地域住民の理解を深めるための普及啓発を行う事業
- 八 他の市町村との広域的な連携に資する事業

（新設）

(法第百十五条の四十五第一項第三号の事業の効果的かつ効率的な実施)

第一百四十条の六十二の九 法第百十五条の四十五第三項各号の事業は、当該事業を効果的かつ効率的に行えるよう、当該事業の目的及び内容並びにその実施状況を検証し、当該検証の結果に基づき当該事業の内容を見直すよう努めるものとする。

(令第三十七条の十三の厚生労働省令で定めるところにより算定した額)

第一百四十条の六十二の十 (P・政令により変化)

(令第三十七条の十六の負担金に係る算定)

第一百四十条の六十二の十一 (P・政令により変化)

(利用料)

第一百四十条の六十三 (略)

2 市町村は、前項の規定により利用料を定めるに当たっては、当該利用料に係る事業の内容を勘案し、ふさわしい利用料となるよう定めるものとする。

(法第百十五条の四十五の三第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定する額)

第一百四十条の六十三の二 法第百十五条の四十五の三第二項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定する額は、次の各号に掲げる基準に基づく事業に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(新設)

(新設)

(利用料)

第一百四十条の六十三 (略)

(新設)

第一百四十三条の六第一号イに規定する基準に基づく事業

次に掲げる事業に応じて、当該次に掲げる額

イ 第一号訪問事業又は第一号通所事業 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）第五条による改正前の法（以下「平成二十六年改正前法」という。）第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護（以下「旧介護予防訪問介護」という。）又は同条第七項に規定する介護予防通所介護（以下「旧介護予防通所介護」という。）に係る平成二十六年改正前法第五十三条第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額（市町村が当該算定した費用の額以下の範囲内で別に定める場合においてはその額とし、当該算定した費用の額又は当該別に定める額のうちいづれか適用している方の額が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に事業のサービスに要した費用の額とする。次号イにおいて同じ。）の百分の九十（市町村が百分の九十以下の範囲内で別に定める場合においては、その割合とする。次号イにおいて同じ。）に相当する額

ロ 第一号介護予防支援事業 法第五十八条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額（市町村が当該算定した費用の額以下の範囲内で別に定める場合においてはその額とし、当該算定した費用の額又は当該別に定める額のうちいづれか適用している方の額が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に事業のサービスに要した費用の額とする。次号ロにおいて同じ。）の百分の百（市町村が百分の百以下の範囲内で別に定める場合においては、その割合とする。

次号口において同じ。)に相当する額

二 第百四十三条の六、第一号口又はハに規定する基準に基づく

事業 次に掲げる事業に応じて、当該次に掲げる額

イ 第一号訪問事業又は第一号通所事業 前号イに規定する厚生労

働大臣が定める基準の例により算定した費用の額の百分の九十に相当する額を基準として、市町村が定める額

ロ 第一号介護予防支援事業 前号口に規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額の百分の百に相当する額を基準として、市町村が定める額

三 第百四十条の六、第一号に規定する基準に基づく事業 第

一項各号に規定する算定した費用の額以下の範囲内（第一号生活支援事業を除く。）で、当該事業に要する費用を勘案して市町村が定める額（その額が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に事業のサービスに要した費用の額とする。）に市町村が定める割合を乗じた額に相当する額

市町村は、第一項第一号イ又はロにおいて市町村が当該厚生労働大臣が定める額の範囲内で別に額を定める場合においては、当該市町村が定める額を定めるに当たつて、そのサービスの専門性等を勘案してふさわしい額となるよう定めるものとする。

3 第一項第一号イ及び第二号イ（第二項の規定により読み替えられた場合を含む。）の規定にかかわらず、市町村は、居宅要支援被保険者が受けた介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）若しくは地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）に要した費用、当該居宅要支援被保険者に係る健康保険法第百十五条第一項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）その

他の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律に規定するこれに相当する額として法第六十一条の二第一項に規定する政令で定める額の合計額及び居宅要支援被保険者等が第一号事業に要した費用その他の費用又は事項を勘案して特に必要があると認めるときに係る第一項の規定の適用については、第一項第一号中「百分の九十」とあるのは「百分の九十から百分の百までの範囲内の割合」とすることができる。

4 法第五十九の二柱書に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る第一号事業支給費について第一項又は前項の規定を適用する場合においては、第一項第一号中「百分の九十」とあるのは、「百分の八十」と、前項の規定により読み替えられた第一項第一号中「百分の九十」とあるのは、「百分の八十」とする。

(第一号事業支給費に係る審査及び支払い)

第一百四十条の六十三の三 法第一百十五条の四十五の三第五項に規定する第一号事業支給費（法第一百十五条の四十五の三第二項に規定する「第一号事業支給費」をいう。以下同じ。）に係る審査及び支払いは、前条第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準（市町村が当該厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額以下の範囲内で別に定める場合を含む。）又は同項第二号若しくは第三号に規定する市宇町村が定める額及び第百四十条の六十三の六各号に規定する第一号事業の指定基準に照らして審査した上、支払うものとする。

(審査及び支払の事務の一部を受託できる法人)

第一百四十条の六十三の四 法第一百十五条の四十五の三第七項の規定により国民健康保険団体連合会が審査及び支払に関する事務の一部を委託

(新設)

(新設)

する場合は、当該事務を実施するために必要な電子計算機であつて当該国民健康保険団体連合会が備えるものと同等以上の当該事務に関する処理機能を有するものを備え、当該事務を適正かつ確実に実施できると認める法人に対して行うものとする。

(指定事業者に係る指定の申請等)

第一百四十条の六十三の五 法第百十五条の四十五の五第一項の規定に基づき第一号事業に係る指定事業者（法第百十五条の四十五の三第一項に規定する「指定事業者」をいう。）の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定を受けようと/orする市町村の長に提出しなければならない。ただし、当該申請書又は書類のうち市町村の長が認める申請書又は書類については、この限りでない。

- 一 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う拠点を有するときは、当該拠点を含む。）の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。
）並びに設備の概要
- 六 利用者の推定数
- 七 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- 八 運営規程
- 九 利用者からの苦情を処理するため講ずる措置の概要

(新設)

十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十三 項 当該申請に係る事業に係る第一号事業支給費の請求に関する事項

十四 役員の氏名、生年月日及び住所
十五 詛約書（法第一百十五条の四十五の五第二項に該当しないことを誓約する書面をいう。以下この条において同じ。）

十六 その他市町村が指定に関し必要と認める事項

二 法第一百十五条の四十五の六第一項の規定に基づき第一号事業に係る指定事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十三号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、当該申請書又は書類のうち市町村の長が認める申請書又は書類については、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 詛約書

三 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（法第一百十五条の四十五の五第二項の厚生労働省令で定める基準）

第一百四十条の六十三の六 法第一百十五条の四十五の五第二項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次に掲げる基準から市町村が定める基準とする。

（新設）

第一号事業（第一号生活支援事業を除く。）に係る基準として、
旧介護予防訪問介護若しくは旧介護予防通所介護又は法第八条の二
第十六項に規定する介護予防支援に係る基準として次に掲げるいざ
れかに相当する基準

イ 平成二十六年改正前法第百十五条の四第三項（旧介護予防訪問
介護及び旧介護予防通所介護に係るものに限る。）及び法第百十
五条の二十二第三項の厚生労働省令で定める基準に相当する基準
として、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十
七年厚生労働省令第四号）附則第二条第三号若しくは第四条第三
号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防
サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サー
ビス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
(平成十八年厚生労働省令第三十五号)に規定する旧介護予防訪
問介護又は旧介護予防通所介護に係る規定の例による基準又は指
定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援
等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平
成十八年厚生労働省令第三十七号）に規定する介護予防支援に係
る規定の例による基準

ロ 平成二十六年改正前法第五十四条第一項第二号に規定する基準
該当介護予防サービス（旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所
介護に係るものに限る。）及び法第五十九条第一項第一号に規定
する基準該当介護予防支援に係る基準に相当する基準として、イ
に規定する基準に従い、又は参酌して市町村が定める基準

ハ 平成二十六年改正前法第五十四条第一項第三号又は法第五十九
条第一項第二号に規定する離島その他の地域であつて厚生労働大
臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要支援被保険

者等が、平成二十六年改正前法第五十四条第一項第三号又は法第五十九条第一項第二号に規定するサービスを受けた場合における当該サービスの内容を勘案して市町村が定める基準

二 第一号事業に係る基準として、当該第一号事業に係るサービスの内容等を勘案し市町村が定める基準（前号に掲げるものを除く。）

（法第一百十五条の四十五の六第一項の厚生労働省令で定める期間）

第一百四十条の六十三の七 法第一百十五条の四十五の六第一項の厚生労働省令で定める期間は、法第一百十五条の十一、第一百十五条の二十一及び第一百十五条の三十一の規定により準用する法第七十条の二第一項に規定する期間を勘案して市町村が定める。

（法第一百十五条の四十六第一項の厚生労働省令で定める事業）

第一百四十条の六十四 法第一百十五条の四十六第一項の厚生労働省令で定める事業は、次の各号に掲げるものとする。

一 第一号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものに限る。）

二 法第一百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち、次に掲げるもの

イヽ二 （略）

ホ 地域における介護予防に関する活動の実施機能を強化するためリハビリテーションに関する専門的知識及び経験を有する者が当

該介護予防に関する活動の支援を行う事業

（削る）

三 二 法第一百十五条の四十五第二項第三号に掲げる事業
（略）

（新設）

（法第一百十五条の四十六第一項の厚生労働省令で定める事業）

第一百四十条の六十四 法第一百十五条の四十六第一項の厚生労働省令で定める事業は、次の各号に掲げるものとする。

（新設）

一 法第一百十五条の四十五第一項第一号に掲げる事業のうち、次に掲げるもの

イヽ二 （略）

（新設）

ホ 地域における介護予防に関する活動の実施機能を強化するためリハビリテーションに関する専門的知識及び経験を有する者が当該介護予防に関する活動の支援を行う事業

（削る）

三 二 法第一百十五条の四十五第二項第三号に掲げる事業
（略）

(法第百十五条の四十六第六項の厚生労働省令で定める基準)

第一百四十条の六十六 法第百十五条の四十六第六項の厚生労働省令で定

める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 法第百十五条の四十六第五項の規定により、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 次のイ及びロに掲げる基準

イ・ロ (略)

二 法第百十五条の四十六第五項の規定により、地域包括支援センタ

ーの職員に係る基準及び当該職員の員数について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 次のイ及びロに掲げる基準

イ・ロ (略)

(法第百十五条の四十六第十項の厚生労働省令で定めるとき)

第一百四十条の六十六の二 法第百十五条の四十六第十項の厚生労働省令で定めるときは、概ね一年以内ごとに一回、市町村が適当と認めるときとする。ただし、同項に規定する当該地域包括支援センターの事業内容及び運営状況に関する情報の内容に変更がないときは、その限りではない。

(地域包括支援センターの事業の内容及び運営に関する情報の公表内容)

第一百四十条の六十六の三 法第百十五条の四十六第十項に規定する地域包括支援センターの事業の内容及び運営に関する情報の公表は、次の各号に掲げる内容を含むものとする。

(法第百十五条の四十六第五項の厚生労働省令で定める基準)

第一百四十条の六十六 法第百十五条の四十六第五項の厚生労働省令で定

める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 法第百十五条の四十六第四項の規定により、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 次のイ及びロに掲げる基準

イ・ロ (略)

二 法第百十五条の四十六第四項の規定により、地域包括支援センタ

ーの職員に係る基準及び当該職員の員数について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 次のイ及びロに掲げる基準

イ・ロ (略)

一	名称及び所在地
二	法第百十五条の四十七第一項の委託を受けた者である場合はその名称
三	営業日及び営業時間
四	担当する区域
五	職員の職種及び員数
六	事業の内容及び活動実績
七	その他市町村が必要と認める事項

(法第百十五条の四十七第一項の厚生労働省令で定める者)

第一百四十条の六十七 法第百十五条の四十七第一項の厚生労働省令で定める者は、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者（包括的支援事業（第一百十五条の四十五第二項から第六号までに掲げる事業を除く。）の全てにつき一括して委託される場合においては、法人）であつて、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センターの設置者、地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合若しくは広域連合を組織する市町村、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的とする一般社団法人若しくは一般財團法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の規定に基づき設立された特定非営利活動法人その他市町村が適當と認めるものとする。

(包括的支援事業の実施に係る方針の提示)

第一百四十条の六十七の二 市町村は、包括的支援事業（第一百十五条の四十五第二項から第六号までに掲げる事業を除く。）の全てにつき一括して委託される場合においては、当該包括的支援事業を委託する者に

(法第百十五条の四十七第一項の厚生労働省令で定める者)

第一百四十条の六十七 法第百十五条の四十七第一項の厚生労働省令で定める者は、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であつて、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センターの設置者、地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合若しくは広域連合を組織する市町村、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的とする一般社団法人若しくは一般財團法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の規定に基づき設立された特定非営利活動法人その他市町村が適當と認めるものとする。

(新設)

に対し、次の各号に掲げる内容を勘案して、包括的支援事業の実施の方針を示すものとする。

- 一 当該市町村の地域包括ケアシステムの構築方針
- 二 当該包括的支援事業が実施される区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針
- 三 介護事業者、医療機関、民生委員及びボランティアその他の関係者とのネットワーク構築の方針
- 四 介護支援専門員に対する支援及び指導の実施方針
- 五 当該市町村との連携方針
- 六 当該包括的支援事業の実施に係る公正性及び中立性確保のための方針
- 七 その他地域の実情に応じて運営協議会が必要であると判断した方針

(法第百十五条の四十七第四項の厚生労働省令で定める基準)

第一百四十条の六十九 法第百十五条の四十七第四項の厚生労働省令で定める基準は次のとおりとする。

一～三 (略)

四 介護予防・日常生活支援総合事業を実施する者 (この項及び次項において「実施者」という。) は、当該介護予防・日常生活支援総合事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止

の日の一月前までに、次に掲げる事項を当該第一号事業を実施する事業所(実施者が事業所を有しない場合においては、当該第一号事業の主たる実施場所)の所在地を管轄する市町村長に届け出ること

イ 廃止し、又は休止しようとする年月日

(法第百十五条の四十七第五項の厚生労働省令で定める基準)

第一百四十条の六十九 法第百十五条の四十七第五項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～三 (略)

(新設)

口 廃止し、又は休止しようとする理由

ハ 現に介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを受けている者に対する措置

二 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

五 実施者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを受けていた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該介護予防・日常生活支援総合事業のサービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な介護予防・日常生活支援総合事業のサービス等が継続的に提供されるよう、指定介護予防支援事業者、第一号介護予防事業の実施者、他の実施者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

六 第一号介護予防支援事業にあつては、地域包括支援センターの設置者であること。

(審査及び支払の事務の一部を受託できる法人)

第一百四十条の七十一の二 法第二百十五条の四十七第七項の規定により国民健康保険団体連合会が審査及び支払に関する事務の一部を委託する場合は、当該事務を実施するために必要な電子計算機であつて当該国民健康保険団体連合会が備えるものと同等以上の当該事務に関する処理機能を有するものを備え、当該事務を適正かつ確実に実施できると認める法人に対して行うものとする。

(新設)

(新設)

(利用料)

第一百四十条の七十二 (略)

(利用料)

第一百四十条の七十二 法第二百十五条の四十七第八項の規定による利用料

2

市町村は、前項の規定により利用料を定めるに当たつては、当該利用料に係る事業の内容を勘案し、ふさわしい利用料となるよう定めるものとする。

に関する事項は、市町村が定める。
(新設)

(支援対象被保険者の範囲)

第一百四十条の七十二条の二 法第一百十五条の四十八第二項に規定する厚生労働省令で定める被保険者は、次に掲げる被保険者とする。

- 一 要介護被保険者
- 二 居宅要支援被保険者等
- 三 その他市町村が支援が必要と認める被保険者

(施行法第十三条第五項の厚生労働省令で定める要介護旧措置入所者

第一百七十二条の二 第八十三条の五から第八十三条の八までの規定は、施行法第十三条第五項の厚生労働省令で定める要介護旧措置入所者（同条第三項に規定する要介護旧措置入所者をいう。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八十三条の		(略)	(略)
五	世帯員並びにその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻關係と同様の事情にある者	世帯員	

(新設)

(施行法第十三条第五項の厚生労働省令で定める要介護旧措置入所者

第一百七十二条の二 第八十三条の五から第八十三条の八までの規定は、施行法第十三条第五項の厚生労働省令で定める要介護旧措置入所者（同条第三項に規定する要介護旧措置入所者をいう。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八十三条の		(略)	(略)
五	(新設)	(新設)	

計額として市町村長が認	方不明となつた場合、要介護被保険者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第一項に規定する配偶者からの暴力を受けた場合その他これらに準ずる場合を除く。	特定介護サービス	(略)	除く。)であり、かつ、当該要介護被保険者及びその者の配偶者が所有する現金、所得税法第二条第一項第十号に規定する預貯金、同項第十一号に規定する合同運用信託、同項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託及び同項第十七号に規定する有価証券の合
-------------	---	----------	-----	---

ス	指定介護福祉施設サービス	(略)	除く。)	特定介護サービス
---	--------------	-----	------	----------

(新設)	特定介護サービス	(略)	ス	指定介護福祉施設サービス
------	----------	-----	---	--------------

第六第三項	(略)					
第八十三条の	(略)					
証する書類並びに前条第一号又は第四号ロに掲げる事項を市町村が銀行、信託会社その他の機関に確認することの同意書	証する書類	(略)	世帯員に	世帯員が	世帯員並びにその者の配偶者に	配偶者が
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

(新設)	(略)							介護保険施設	(新設)
(新設)	(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	指定介護老人福祉施設	(新設)
(新設)	(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	介護保険施設	(新設)

第八十三条の 六第四項	様式第一号の二の二 (略)	様式第一号の三 (略)
(略)	(略)	(略)

附 則

(平成二十六年改正法に係る特例)

第三十一条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第十三条に規定する法第百十五条の四十五の三の指定を受けたものとみなされたものに係る法百十五条の四十五の六第一項に規定する厚生労働省令で定める期間は、当該みなされた指定から初回の更新までの期間については、第一百四十条の六十三の七の規定にかかわらず、三年とする。ただし、市町村が別に当該期間を定める場合には、六年を超えない範囲で当該市町村が定める期間とする。

第八十三条の 六第四項	様式第一号の二 (略)	様式第一号の三 (略)
(略)	(略)	(略)

○ 老人福祉法施行規則（昭和三十八年厚生省令第二十八号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（法第五条の二第二項に規定する厚生労働省令で定めるもの） <p>第一条の二 法第五条の二第二項に規定する厚生労働省令で定めるものは、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第一百四十六条の六第一号に規定する基準として市町村が定める基準に従い指定事業者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第一百十五条の四十五の三第一項に規定する指定事業者をいう。第一条の三の二において同じ。）により行われる同法第百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号訪問事業とする。</p>	（新設）
（法第五条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める施設） <p>第一条の二の二 （略）</p>	（法第五条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める施設） <p>第一条の二 （略）</p>
（法第五条の二第三項に規定する厚生労働省令で定めるもの） <p>第一条の二の二 法第五条の二第三項に規定する厚生労働省令で定めるものは、介護保険法施行規則第一百四十条の六第一号に規定する基準として市町村が定める基準に従い指定事業者により行われる介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号口に規定する第一号通所事業とする。</p>	（新設）
（法第十二条の三に規定する厚生労働省令で定める情報） <p>第一条の八の二 法第十二条の三に規定する厚生労働省令で定める情報</p>	（新設）

は、生活支援等を行う活動主体の名称及びその所在地、生活支援等の実施日及び実施時間、生活支援等を実施する区域並びに生活支援等の提供するサービスの内容及び利用料その他の市町村が適当と認める情報とする。

(法第二十条の二の二に規定する厚生労働省令で定めるもの)

第六条の二 法第二十条の二の二に規定する厚生労働省令で定めるものは、第一条の三の二に規定する事業とする。

(新設)

○ 介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（平成十一年厚生省令第四十三号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

（市町村が介護保険に関する特別会計に繰り入れる額の算定方法）

（新設）

第一条 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第
四百三十三号。以下「算定政令」という。）第三条の二第一項に規定す
る毎年度市町村が介護保険に関する特別会計に繰り入れる額は、当該
年度において介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「
施行令」という。）第三十八条第十項（同令第三十九条第五項におい
て準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に掲げる者に該
当することが、当該年度の三月三十一日までの間に明らかになつた第一
号被保険者（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」
という。）第九条第一項に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ
。）に係る当該年度分の保険料について、当該市町村が施行令第三十
八条第十項の基準に従い同条第一項又は同令第三十九条第一項の規定
に基づき算定される保険料額を減額するものとした場合に減額するこ
となる額の合計額（その額が現に当該第一号被保険者に係る当該年
度分の法第二十四条の二第一項に規定する減額した額の総額を超
るときは、当該総額）とする。

現 行

○ 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚生省令第十九号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
--	-------------	--------

（職員の配置の基準）

第十二条 養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならぬ。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員五十人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあつては第六号の栄養士を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあつては第七号の調理員を置かぬことができる。

一～三 （略）

四 支援員

イ 常勤換算方法で、一般入所者（入所者であつて、指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に關する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第一百七十四条第一項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に關する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第一百九条第一項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に關する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）第二百五十三条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の提供を受けていないものをいう。以下同じ。）の数が

（職員の配置の基準）

第十二条 養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならぬ。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員五十人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの効果的な運営を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあつては第六号の栄養士を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあつては第七号の調理員を置かぬことができる。

一～三 （略）

四 支援員

イ 常勤換算方法で、一般入所者（入所者であつて、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に關する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第一百九十二条の二に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に關する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）第二百五十三条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の提供を受けていないものをいう。以下同じ。）の数が

勵省令第三十五号) 第二百三十条第一項に規定する指定介護予防

十五又はその端数を増すごとに一以上とすること。

特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。) の提供を受けてい
ないものをいう。以下同じ。) の数が十五又はその端数を増すご
とに一以上とすること。

口 (略)

五〇七 (略)

256 (略)

7 第一項第三号口又は第二項第一号口の主任生活相談員のうち一人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、
指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活
介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホーム
であつて、入所者の処遇に支障がない場合には、当該養護老人ホーム
が行う当該事業に係る他の職務に従事することができる。

8 指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活
介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホーム
に置くべき生活相談員の数については、第一項第三号又は第二項第一
号に定める生活相談員の数から、常勤換算方法で、一を減じた数とす
ることができる。

9 12 (略)

(生活相談員の責務)

第二十二条 生活相談員は、処遇計画を作成し、それに沿つた支援が行
われるよう必要な調整を行うほか、次に掲げる業務を行わなければな
らない。

一 入所者の居宅サービス等の利用に際し、介護保険法第八条第二十

7 第一項第三号口又は第二項第一号口の主任生活相談員のうち一人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、
外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス
利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホ
ーム(以下「外部サービス利用型養護老人ホーム」という。)であつ
て、入所者の処遇に支障がない場合には、当該養護老人ホームが行う
当該事業に係る他の職務に従事することができる。

8 外部サービス利用型養護老人ホームに置くべき生活相談員の数につ
いては、第一項第三号又は第二項第一号に定める生活相談員の数から
、常勤換算方法で、一を減じた数とすることができる。

9 12 (略)

(生活相談員の責務)

第二十二条 生活相談員は、処遇計画を作成し、それに沿つた支援が行
われるよう必要な調整を行うほか、次に掲げる業務を行わなければな
らない。

一 入所者の居宅サービス等の利用に際し、介護保険法第八条第二十

三項に規定する居宅サービス計画又は同法第八条の二第十六項に規定する介護予防サービス計画の作成等に資するため、同法第八条第二十三項に規定する居宅介護支援事業又は同法第八条の二第十六項に規定する介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

二・三 (略)

3 2
指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームであつて、第十二条第一項第三号の規定に基づく生活相談員を置いていない場合にあつては、主任支援員が前二項に掲げる業務を行うものとする。

三項に規定する居宅サービス計画又は同法第八条の二第十八項に規定する介護予防サービス計画の作成等に資するため、同法第八条第二十三項に規定する居宅介護支援事業又は同法第八条の二第十八項に規定する介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

二・三 (略)

3 2
前二項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていらない外部サービス利用型養護老人ホームにあつては、主任支援員が前二項に掲げる業務を行うものとする。

厚生労働省令第 号

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）第一条の三第二項の規定に基づき、介護保険法第二百二十二条の二第二項に規定する交付金の交付額の算定に関する省令を次のように定める。

介護保険法第二百二十二条の二第二項に規定する交付金の交付額の算定に関する省令

（趣旨）

第一条 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第二百二十二条の二第二項に規定する交付金（以下「交付金」という。）の交付額の算定に関しては、この省令の定めるところによる。

（交付金の額の算定）

第二条 交付金の額は、当該市町村の調整基準標準事業費額に当該市町村の交付金交付割合を乗じて得た額に調整率を乗じて得た額とする。

（調整基準標準事業費額）

第三条 前条の調整基準標準事業費額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。

一 前年度の十二月十一日から当該年度の十二月十日までの間の請求に係る次に掲げる介護予防・日常生活支援総合事業をいう。以下同じ。）に要した費用の額であつて当該年度の十二月末日現在において審査決定しているものの額

イ 第一号事業支給費（法第二百五十五条の三第二項に規定する第一号事業支給費をいう。以下同じ。）の支給（法第二百五十五条の四十五の三第三項の規定により指定事業者（法第二百五十五条の四十五の三第一項に規定する指定事業者をいう。以下同じ。）に対して支払われるものに限る。）

ロ 第一号事業（法第二百五十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業をいう。以下同じ。）に係る委託費（法第二百五十五条の四十七第一項又は第四項の規定により介護予防・日常生活支援総合事業の実施を委託した場合において、当該事業（以下「委託事業」という。）に係る同条第六項に規定する受託者に対し、当該実施に必要な費用として支払われる費用をいう。以下同じ。）の支払（委託事業の利用者ごとの利用状況に応じて支払われる支払（以下「特定支払」という。）に限る。）

ハ 一般介護予防事業（法第二百五十五条の四十五第一項第二号に規定する事業をいう。以下同じ。）に係る委託費の支払（特定支払に限る。）

二 前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間における次に掲げる介護予防・日常生活支援総合事業に要した費用の額

イ 第一号事業支給費の支給（前号イに掲げるものを除く。）

ロ 第一号事業に係る委託費の支払（前号ロに掲げるものを除く。）

ハ 第一号事業に要した費用の支払（イ及びロ並びに前号イ及びロに掲げるものを除く。）

ニ 一般介護予防事業に係る委託費の支払（前号ハに掲げるものを除く。）

ホ 一般介護予防事業に要した費用の支払（ニ及び前号ハに掲げるものを除く。）

（交付金交付割合）

第四条 第二条の交付金交付割合は、第一号に掲げる数から第二号に掲げる数を控除して得た数に相当する割合とする。

一 百分の五十五から法第二百二十五条第二項に規定する第二号被保険者負担率（次号において「第二号被保険者負担率」という。）を控除して得た数

二 百分の五十から第二号被保険者負担率を控除して得た数に後期高齢者加入割合補正係数及び所得段階

別加入割合補正係数を乗じて得た数

(後期高齢者加入割合補正係数)

第五条 前条第二号の後期高齢者加入割合補正係数は、介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成十二年厚生省令第二十六号。以下「調整交付金算定省令」という。）別表第一に掲げる算式により算定した数とする。

(所得段階別加入割合補正係数)

第六条 第四条第二号の所得段階別加入割合補正係数は、調整交付金算定省令別表第二に掲げる算式により算定した数とする。

(調整率)

第七条 第二条の調整率は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数とする。

- 一 当該年度分として交付する交付金の総額
- 二 当該年度における各市町村に係る第三条に規定する調整基準標準事業費額に第四条に規定する交付金交付割合を乗じて得た額の合算額

(端数計算)

第八条 交付金の額を算定する場合において、その算定した金額に五百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときは、その端数を千円に切り上げるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

(平成二十七年度における交付金の交付額の算定の特例)

第二条 平成二十七年度の交付金の交付額の算定について第三条の規定を適用する場合においては、同条第一号中「前年度の十二月十一日から当該年度の十二月十日まで」とあるのは「平成二十七年四月一日から十二月十日まで（ハに掲げる事項については、平成二十六年十二月十一日から平成二十七年十二月十日まで）」と、「に要した」とあるのは「及び旧介護予防等事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）第五条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第一百二十二条の二第一項に規定する介護予防等事業をいう。以下同じ。」

）に要した」と、「当該年度の十二月末日」とあるのは「平成二十七年十二月末日」と、同号ハ中「限る。」とあるのは「限る。」及び特定旧介護予防等事業（介護予防等事業のうち一般介護予防事業において実施される事業に相当する事業をいう。以下同じ。）に係る旧委託費（旧法第百十五条の四十七第一項、

第四項又は第五項の規定により旧法第二百五十五条の四十五第六項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の実施を委託した場合において、当該事業（以下「旧委託事業」という。）に係る旧法第二百五十五条の四十七第七項に規定する受託者に対し、当該実施に必要な費用として支払われる費用をいう。以下同じ。）

の支払（旧委託事業の利用者との利用状況に応じて支払われる費用の支払決定に係る支払に限る。）」

と、同条第二号中「前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日まで」とあるのは「平成二十七年四月一日から十二月三十一日まで（二及びホに掲げる事項については、平成二十七年一月一日から十二月三十日まで）」と、「に要した」とあるのは「旧介護予防等事業に要した」と、同号ニ中「除く。」とあるのは「除く。」及び特定旧介護予防等事業に係る旧委託費の支払（前号ハに掲げるものを除く。）」と、同号ホ中「除く。」とあるのは「除く。」及び特定旧介護予防等事業に要した費用の支払（二及び前号ハに掲げるものを除く。）」とする。

（医療介護総合確保推進法に係る経過措置）

第三条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）附則第十四条第一項の場合にあっては、同項に規定する当該特定市町村の同項の条例で定める日の翌日（以下「実施日」という。）が属する年度（以下この条において「実施年度」という。）及び実施年度の次年度における第二条の調整基準標準事業費額は、第三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合算額とする。

- 一 同条第一号イに規定する第一号事業支給費の支給及び同号ロに規定する委託費の支払に係る同号の額
- 二 前年度の十二月十一日から当該年度の十二月十日までの間の請求に係る次に掲げる介護予防・日常生活支援総合事業又は旧介護予防等事業（医療介護総合確保推進法第五条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第一百二十二条の二第一項に規定する介護予防等事業をいう。以下同じ。）に要した費用の額であつて当該年度の十二月末日現在において審査決定しているものの額（実施年度にあつては、当該審査決定しているものの額に対して、実施日が属する月（以下「実施月」という。）（実施日が実施月の初日以外の場合にあつては、実施月の次月）から起算して実施年度の末月までの月数（第四号に

において「残存月数」という。）から一を控除して得た値を十二で除して得た値（実施日が実施月の初日以外の場合にあつては、当該十二で除して得た値にに対して、実施日から起算して実施月の末日までの日数を三百六十五（当該年度が閏年の場合にあつては三百六十六）で除して得た値（第四号において「残存日数割合」という。）を加えた値）を乗じて得た額）

イ 第三条第一号ハに規定する委託費の支払

ロ 特定旧介護予防等事業（介護予防等事業のうち一般介護予防事業において実施される事業に相当する事業をいう。以下同じ。）に係る旧委託費（旧法第百十五条の四十七第一項、第四項又は第五項の規定により旧法第二百五十四条の四十五第六項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の実施を委託した場合において、当該事業（以下「旧委託事業」という。）に係る旧法第二百十五条の四十七第七項に規定する受託者に対し、当該実施に必要な費用として支払われる費用をいう。以下同じ。）の支払（旧委託事業の利用者ごとの利用状況に応じて支払われる費用の支払決定に係る支払に限る。）

三 第三条第二号イに規定する第一号支給費の支給、同号ロに規定する委託費の支払及び同号ハに規定する費用の支払に係る同号の額

四 前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間における次に掲げる介護予防・日常生活支援総合事業又は旧介護予防等事業に要した費用の額（実施年度にあつては、当該費用の額に対して、残存月数を十二で除して得た値（実施日が実施月の初日以外の場合にあつては、当該十二で除して得た値に對して、残存日数割合を加えた値）を乗じて得た額）

イ 同号ニに規定する委託費の支払及び同号亦に規定する費用の支払

ロ 旧介護予防等事業に係る旧委託費の支払（第二号ロに掲げるものを除く。）

ハ 旧介護予防等事業に要した費用の支払い（ロ及び第二号ロに掲げるものを除く。）

2 前項の場合のうち実施年度が平成二十七年度である場合の平成二十七年度における同項の適用については、同項第一号中「同条第一号イ」とあるのは「附則第二条の規定により読み替えられた第三条第一号イ」と、同項第二号中「前年度の十二月十一日から当該年度の十二月十日まで」とあるのは「平成二十六年十二月十一日から平成二十七年十二月十日まで」と、「当該年度の十二月末日」とあるのは「平成二十七年十二月末日」と、「第三条第一号ハ」とあるのは「附則第二条の規定により読み替えられた第三条第一号ハ」と、同項第三号中「第三条第二号イ」とあるのは「附則第二条の規定により読み替えられた第三条第二号イ」とあるのは「附則第二条の規定により読み替えられた第三条第二号ハ」とある。

二号イ」と、同項第四号中「前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日まで」とあるのは「平成二十七年一月一日から平成二十七年十二月三十一日まで」と、「同号ニ」とあるのは「附則第二条の規定により読み替えられた第三条第二号ニ」とする。

第四条 平成二十七年度から平成二十九年度までの第二条に規定する調整率については、第七条の規定にかかわらず、調整交付金算定省令附則第三条の規定により読み替えられた調整交付金算定省令第八条の規定により算定された調整交付金算定省令第一条の調整率とする。